

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月28日
【計算期間】	第8期（自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日）
【発行者名】	ベンチャービジネス証券投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 田原 俊男
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

決算年月日	平成17年1月31日	平成18年1月31日	平成19年1月31日	平成20年1月31日	平成21年1月31日
営業収益	563,226千円	979,680千円	△611,837千円	△1,030,893千円	△958,724千円
経常利益金額または経常損失金額（△で標記）	457,451千円	847,086千円	△711,399千円	△1,116,325千円	△1,024,267千円
当期純利益金額または当期純損失金額（△で標記）	456,190千円	845,602千円	△711,520千円	△1,115,987千円	△1,024,004千円
出資総額	4,260,600千円	4,260,600千円	4,260,600千円	4,260,600千円	4,260,600千円
発行済投資口総数	426,060口	426,060口	426,060口	426,060口	426,060口
純資産額	4,717,046千円	5,106,338千円	3,549,089千円	2,433,101千円	1,409,097千円
総資産額	4,758,718千円	5,158,043千円	3,590,282千円	2,467,325千円	1,459,670千円
1口当り純資産額	11,071円	11,985円	8,330円	5,710円	3,307円
1口当り当期純利益金額または当期純損失金額（△で標記）	1,071円	1,985円	△1,669円	△2,619円	△2,403円
分配総額	456,310千円	845,729千円	—	—	—
1口当り分配金額	1,071円	1,985円	—	—	—
うち1口当り利益の分配金額	1,071円	1,985円	—	—	—
うち1口当り出資の戻し金額	—	—	—	—	—
自己資本比率	99.12%	99.00%	98.85%	98.61%	96.54%
自己資本利益率	9.67%	16.56%	—	—	—

(注) 自己資本比率：純資産額から新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合

自己資本利益率：当期純利益金額を純資産額から新株予約権の金額を控除した額で除した割合

(2)【投資法人の目的及び基本的性格】

当投資法人に属する資産（以下「運用資産」といいます。）の運用は、わが国の株式（金融商品取引法第2条第1項第9号に定めるものをいいます。以下同じ。）を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。

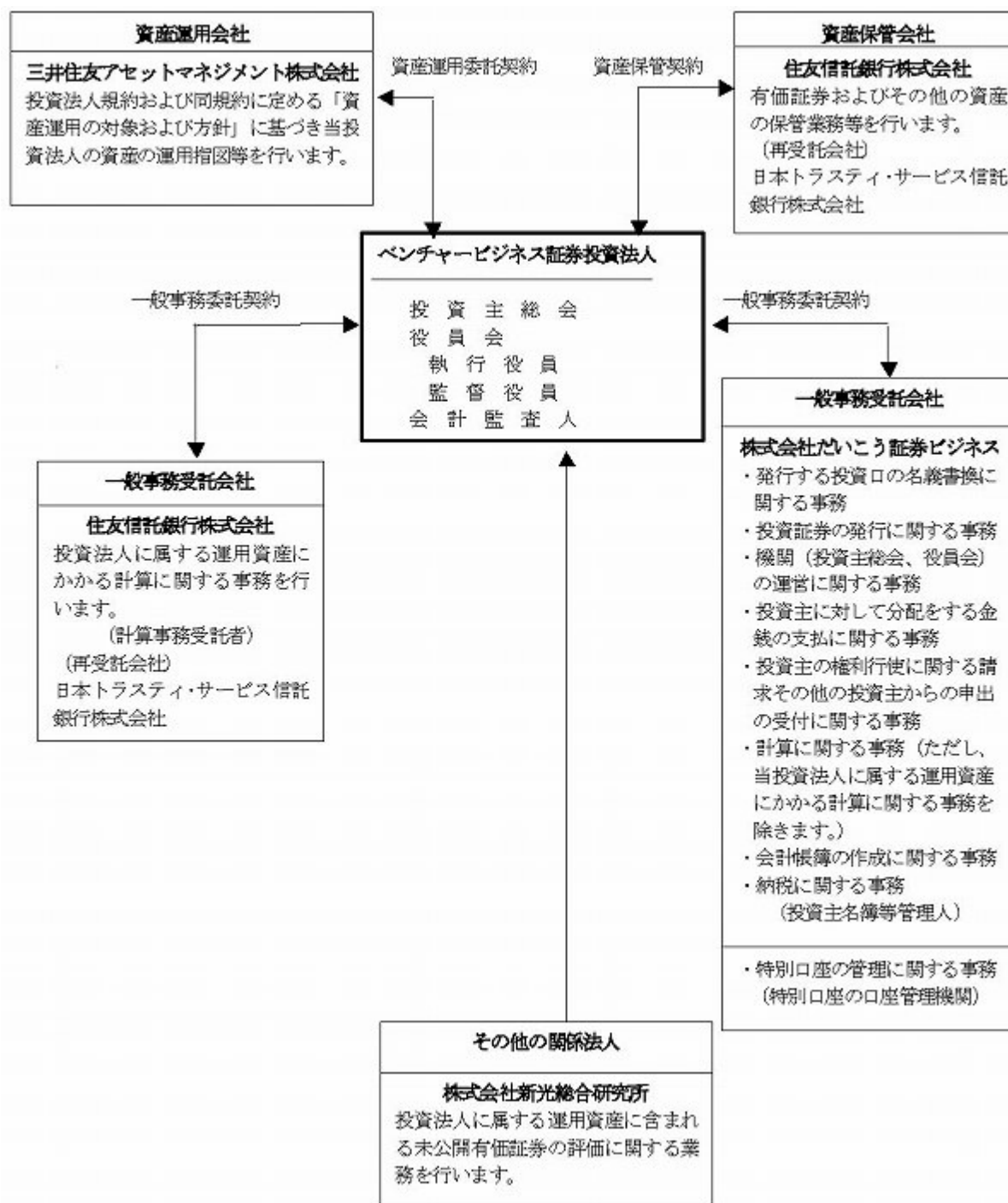
投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任組合員の出資の持分を含めた未公開企業の発行する株式等（以下「未公開株式等」といいます。）および金融商品取引所上場後5年以内の株式等への投資額（以下「株式等投資額」といいます。）を運用資産の70%以上とし、かつ、未公開株式等への投資額を株式等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。

（３）【投資法人の仕組み】

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

- （a）投資法人：ベンチャービジネス証券投資法人
投資口の発行者です。
- （b）資産運用会社：三井住友アセットマネジメント株式会社
当投資法人の運用受託者として、当投資法人規約および同規約に定める「資産運用の対象および方針」に基づき当投資法人の資産の運用指図等を行います。
- （c）資産保管会社：住友信託銀行株式会社
（再受託会社）日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
当投資法人の資産保管会社として、有価証券およびその他の資産の保管業務等を行います。なお、資産保管事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。
- （d）一般事務受託会社：株式会社だいこう証券ビジネス
当投資法人の一般事務受託会社として、以下の業務を行います。
- ・発行する投資口の名義書換に関する事務
 - ・投資証券の発行に関する事務
 - ・機関（投資主総会、役員会）の運営に関する事務
 - ・投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務
 - ・投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
 - ・計算に関する事務（ただし、当投資法人に属する運用資産にかかる計算に関する事務を除きます。）
 - ・会計帳簿の作成に関する事務
 - ・納税に関する事務
- 以下、投資主名簿等管理人ということがあります。
- ：住友信託銀行株式会社
（再受託会社）日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
当投資法人の一般事務受託会社として、以下の業務を行います。
- ・当投資法人に属する運用資産にかかる計算に関する事務
- 以下、計算事務受託者ということがあります。
- （e）特別口座の口座管理機関：株式会社だいこう証券ビジネス
当投資法人の特別口座の口座管理機関として、特別口座の管理に関する業務を行います。
- （f）会計監査人：新日本有限責任監査法人
当投資法人にかかる会計監査を行います。
継続開示の対象会社ではありません。
- （g）その他の関係会社：株式会社新光総合研究所
当投資法人に属する運用資産に含まれる未公開有価証券（運用資産として保有する投資事業有限責任組合の出資持分に該当する未公開有価証券を含みます。）の評価に関する業務を行います。
継続開示の対象会社ではありません。

投資法人の関係法人



（４）【投資法人の機構】

当投資法人規約では、執行役員は１名以上、監督役員は２名以上（ただし、執行役員の数に１を加えた数以上とします。）とされています。

本書提出日現在、当投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員１名、監督役員２名ならびに執行役員および監督役員を構成員とする役員会および会計監査人により構成されています。

（ａ）投資主総会

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）または当投資法人規約に定められる投資法人に関する一定事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。当投資法人の投資主総会は２年に１回以上開催されます。開催時期については特定されていません。開催場所は、東京都港区、その隣接地または大阪市中央区です。投資主総会は、会日の２ヶ月前までに公告を行い、かつ会日の２週間前までに各投資主に対して書面で通知を発する方法により招集されます。投資主総会における各投資主の議決権および決議方法は、原則として、発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の過半数をもって決議されます。ただし、規約の変更等一定の重要事項については、発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の３分の２以上による決議（特別決議）を経なければなりません。

当投資法人の資産運用の対象および方針は、当投資法人規約に定められています。係る規約中に定められた資産運用の対象および方針を変更する場合には、上記の通り、投資主総会の特別決議によることが必要とされます。

また、当投資法人は、資産運用会社である三井住友アセットマネジメント株式会社との間で、資産運用委託契約を締結しております。資産運用会社が資産運用契約を解約するためには当投資法人の同意を得ることが必要であり、執行役員は係る同意を与えるためには、原則として、投資主総会の承認を得ることが求められています。また、当投資法人が資産運用契約を解約する場合にも、原則として、投資主総会の決議が必要とされます。

（ｂ）執行役員、監督役員および役員会

執行役員は、当投資法人の業務を執行するとともに、投資法人を代表して投資法人の営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為を行う権限を有しています。ただし、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約または資産保管委託契約の締結その他投信法に定められた一定の業務については、役員会の承認を得なければなりません。

監督役員は、執行役員の業務の執行を監督する権限を有しています。

また、役員会は、一定の業務執行に関する上記承認権限を有するほか、投信法および規約に定める権限ならびに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています。役員会の決議は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決議されます。

当投資法人の役員会の主な機能は以下の事項等の承認等です。

- ・投資主総会の招集の決定
- ・執行役員および監督役員の報酬の額の決定
- ・執行役員の解任
- ・計算書類および附属明細書の承認
- ・投資主名簿の閉鎖および基準日の設定
- ・投資主名簿等管理人およびその事務取扱場所の選定
- ・投資口の追加発行
- ・資産運用委託契約、資産保管委託契約の締結または契約内容の変更
- ・資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産運用または保管に係る費用の支払
- ・一般事務の委託

（ｃ）会計監査人

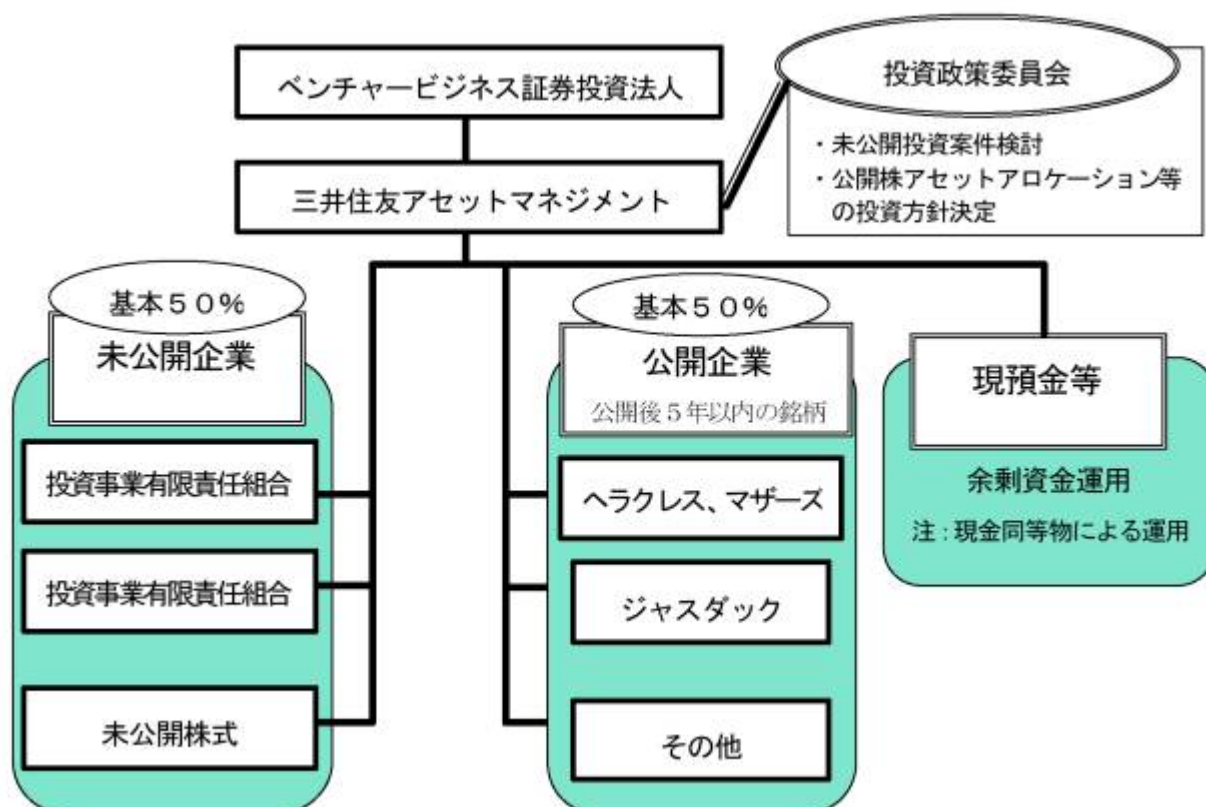
会計監査人は、投資主総会において選任します。ただし、設立の際、法令の規定に基づき選任されたとみなされる会計監査人はこの限りではありません。

会計監査人の任期は、就任後１年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。ただし、当該投資主総会において別段の決議がされなかったときは、会計監査人は、当該投資主総会において再任されたものとみなします。

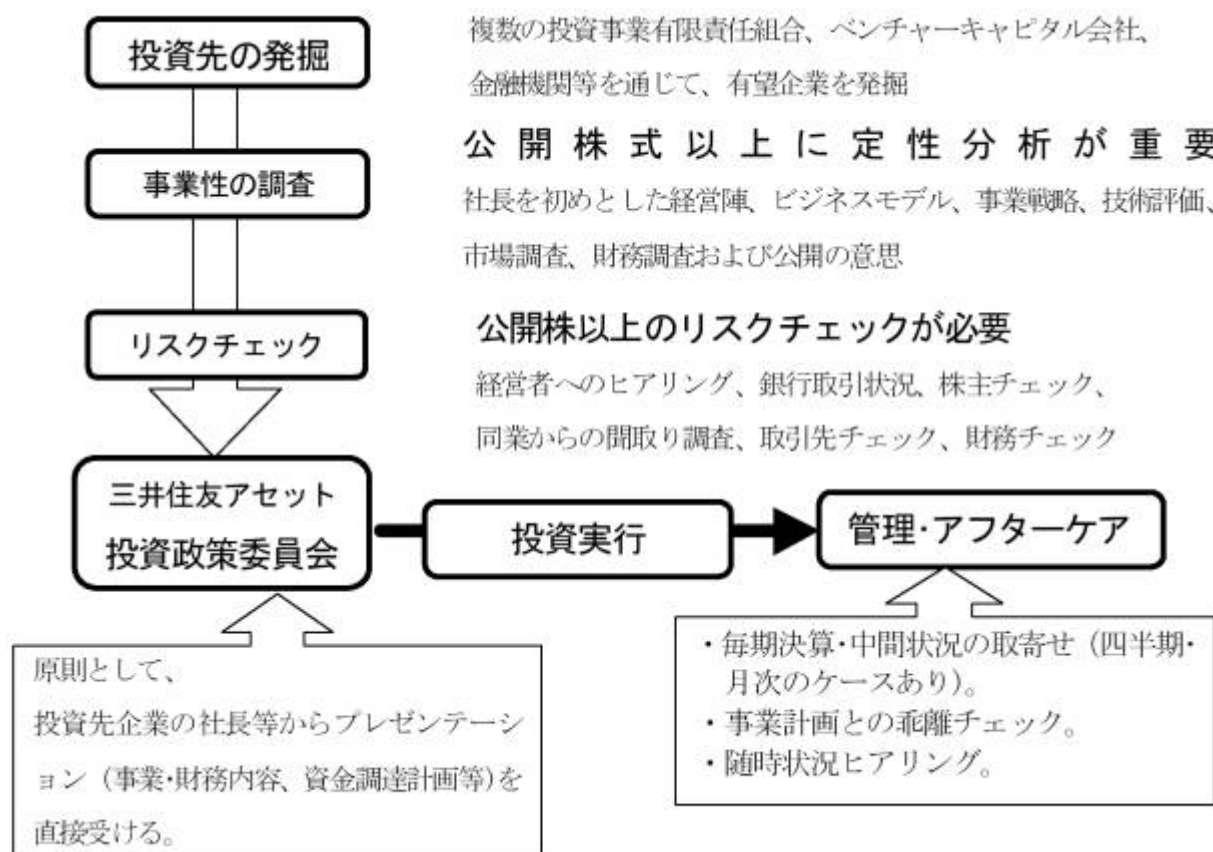
（ｄ）業務の外部委託

当投資法人の運営に関与する関係法人として資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者等がいます。

(投資法人の機構と運用対象)



(投資法人の機構と未公開株投資プロセス)



（５）【投資法人の出資総額】

本書提出日現在の当投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数及び発行済投資口総数は次の通りです。

出資総額	4,260,600,000円
発行可能投資口総口数	1,000,000口
発行済投資口総数	426,060口

最近５年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減

出資総額及び発行済投資口総数の増減はありません。

（６）【主要な投資主の状況】

氏名または名称	住 所	所有投資 口数(口)	比率 (%)
財団法人大阪産業振興機構	大阪府大阪市中央区本町橋２番５号	100,000	23.47
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地７丁目18番24号	41,830	9.82
大和信用金庫	奈良県桜井市桜井281番地の11	40,000	9.39
株式会社秋田銀行	秋田県秋田市山王３丁目２番１号	14,200	3.33
田中 幸夫	大阪府大阪市東淀川区	13,650	3.20

- ・平成21年１月末日現在における所有投資口数の上位５位までを掲載しています。
- ・比率欄は、総投資口数に対する所有投資口数の比率で、小数点以下第３位を四捨五入しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(a) 基本方針

当投資法人に属する資産の運用は、わが国の株式（金融商品取引法第2条第1項第9号に定めるものをいいます。以下同じ。）を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。

投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任組合員の出資の持分を含めた未公開企業の発行する株式等（以下「未公開株式等」といいます。）および金融商品取引所上場後5年以内の株式等への投資額（以下「株式等投資額」といいます。）を運用資産の70%以上とし、かつ、未公開株式等への投資額を株式等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。

また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下（事業活動の拠点がある場合を含みます。）の未公開企業の発行する株式等に運用資産の20%プラス・マイナス5%程度を投資するものとします。ただし、上限についてはこれを超えることがあります。なお、投資する未公開企業の公開時、投資環境の急変時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。

(b) 当投資法人の特色

当投資法人は、クローズド・エンド型の証券投資法人です。

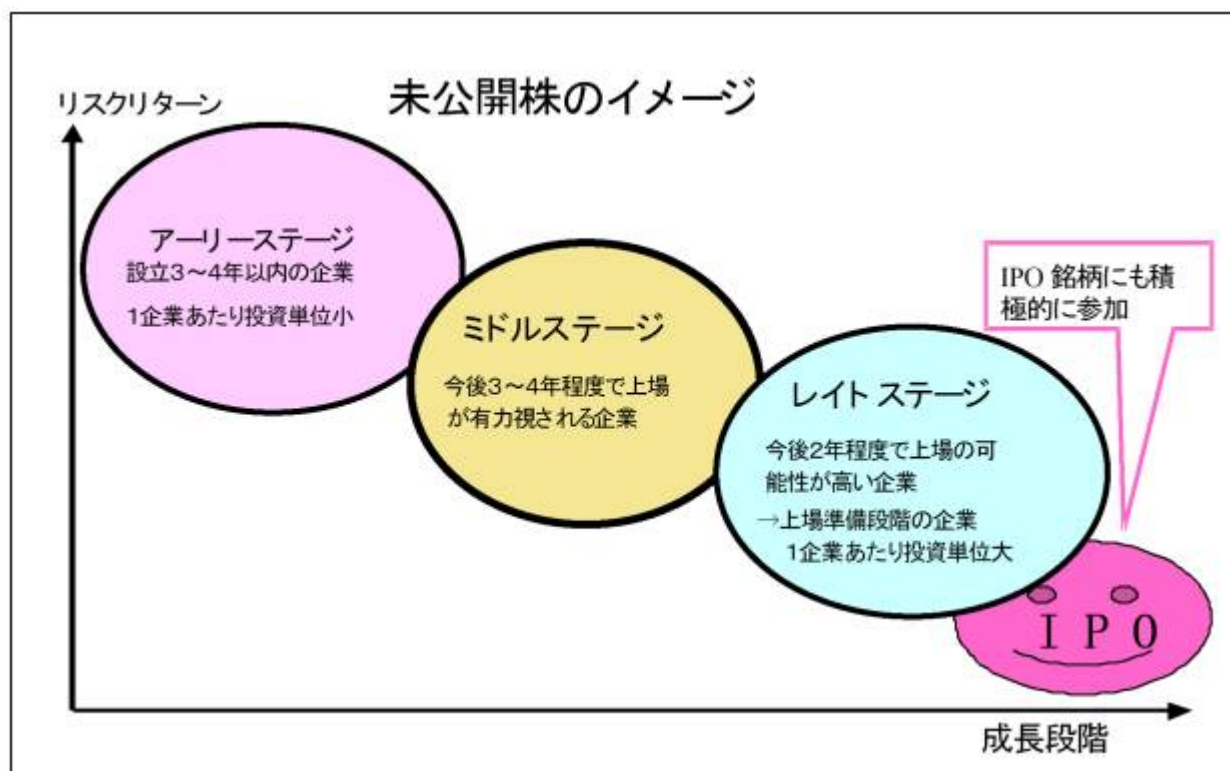
つまり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（通常の委託者指図型の契約型投資信託における一部解約の請求は受けません。）。また、当投資法人の主たる運用対象は、金融商品取引法に定める有価証券です。

①当投資法人は、未公開株式に投資します。

投資事業有限責任組合法に基づく投資事業組合に投資することがあります。

②当投資法人は、平成14年1月15日に大阪証券取引所へ上場しています。

当投資法人の投資口は、金融商品取引所において時価により売買されており、金融商品取引所以外における換金ならびに当投資法人の関係法人による換金・解約等の流通制度はありません。



（２）【投資対象】

（a）特定資産

①種類および目的

わが国の株式を主要投資対象とし、わが国の株式およびその他の有価証券に対しては、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。

イ．主要投資対象とするわが国の株式

イ）わが国金融商品取引所に上場している株式の発行会社のもので、取得時において上場後５年以内のもの

ロ）わが国金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社のもので、取得時において公開後５年以内のもの

ハ）取得時において直近決算期に監査法人または公認会計士による金融商品取引法または会社法に基づく監査もしくはこれらに準ずる監査、あるいは監査法人または公認会計士によるショートレビュー（名称の如何を問わず監査受嘱前に行う短期調査をいう）を受けており、今後当該株式につき鑑定評価を受ける未上場および未登録のわが国企業の株式

ロ．投資事業組合の出資持分

運用資産の中長期的成長を目的として投資します。

ハ．先物取引等

価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引、ならびにわが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を行うことができます。また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。

ニ．預金、コール・ローン、指定金銭信託、手形割引市場において売買される手形および金銭債権余資運用における効率的な運用に資するために投資することがあります。

②範囲

わが国の株式をはじめとする金融商品取引法上の有価証券への投資を、運用資産の純資産総額の５０％超とします。

（b）特定資産以外の資産

余資運用における効率的な運用に資するため、わが国金融機関の発行する譲渡性預金証書により運用することがあります。

（c）投資対象とする有価証券等

①当投資法人は、その運用資産をわが国金融機関の発行する譲渡性預金証書および次の有価証券（以下「有価証券等」と総称します。）に投資することができます。

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．コマーシャル・ペーパー

ト．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

チ．外国または外国の者の発行する邦貨建ての証券または証書で、前ロ．からト．までの証券または証書の性質を有するもの

リ．投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ヌ．投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第２条第２項第５号で定めるものをいいます。）

なお、イ．の証券もしくは証書を以下「株式」といい、ロ．からホ．の証券または証書およびチ．の証券または証書のうちロ．からホ．の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②当投資法人は、運用資産を前①に掲げる有価証券等に投資するほか、資産運用上必要と認められるときは、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- イ. 預金
- ロ. コール・ローン
- ハ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ニ. 手形割引市場において売買される手形
- ホ. 金銭債権

(d) その他の投資対象取引

- ①信用取引により株券を売付けることができるものとします。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。
- ②先物取引等を行うことができるものとします。
- ③当投資法人資産に属する株式を貸付けることができるものとします。なお、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

(3) 【分配方針】

(a) 当投資法人は、年1回、以下の方針に基づき金銭の分配を行います。

- ①投資主に分配する金銭の総額（以下「分配可能金額」といいます。）は、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した金額ならびに繰越欠損金があるときはその全額を補填した後の売買損益に評価損益（未公開有価証券にかかるものは除きます。）を加減した利益金額から、諸経費、資産運用報酬および当該報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後の金額とします。なお、毎決算日において、運用資産に生じた損失は、次期に繰越します。
- ②分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定される当投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として当投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、当投資法人の運営の健全性を高めるために積み立てるものとします。
- ③前②により積み立てられた内部留保金については、当投資法人規約資産運用の対象および方針に基づき運用を行います。
- ④前①、②および③にかかわらず、分配可能金額が配当可能所得金額の100分の90に満たない場合、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で、出資総額または出資剰余金の額から、当投資法人が決定した金額を出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができるものとします。

(b) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算日現在の最終の投資主名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配するものとします。

(c) 分配金の時効等

前項に規定する分配金はその支払開始の日から満3年を経過したときは、当投資法人はその支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

（注）税法上、一定の要件のもとで投資法人が投資主に対して行う金銭の分配のうち、利益の配当からなる部分の金額（利益の配当等の額）を、投資法人の損金として算入することが認められています。しかし、法令の改正、投資主の変動、会計処理と税務処理との差違、税務当局との見解の相違等による更正処分等により、利益の配当等の額を損金に算入できなくなる可能性があります。この場合には、投資法人の税負担が増大し、投資主に対する分配額に悪影響をもたらすことがあります。

(4) 【投資制限】

当投資法人の運用は、法令および当投資法人規約等に基づき、以下の投資制限に従います。

(a) 投資法人規約による投資制限

- ①株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③同一銘柄の株式への投資は、投資事業組合を通じた投資を含み、取得時において当投資法人の純資産総額の10%以内とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資事業組合を通じた投資を含み、取得時において当投資法人の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤投資する株式、新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独

で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、および未公開の株式の発行会社の発行するものとします。

⑥信用取引の運用は、次に掲げる発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ、運用資産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ、株式分割により取得する株券

ハ、有償増資により取得する株券

ニ、売出しにより取得する株券

ホ、運用資産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

ヘ、運用資産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または運用資産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦当投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。また、価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引を行うことができます。

イ、先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ、プット・オプションの買付けは、当⑦および⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の運用資産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧当投資法人は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建ての取引を次の範囲で行うことができます。

イ、先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けは、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（運用資産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに、前掲（2）投資対象（c）投資対象とする有価証券等の②に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ、プット・オプションの買付けは、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当⑧および⑦で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の運用資産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨株式の貸付けは、当該貸付の対象とする株式が、当投資法人が投資する金融商品取引所もしくはそれに準ずる市場において取引されているものに限り、また、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が運用資産で保有する貸付の対象となる株式の時価合計額を超えないものとします。

⑩当投資法人は、資金の借入れおよび投資法人債の発行は行いません。

(b) 投信法および同施行規則による投資制限等

①同一の法人の発行する株式（投信法第194条および同施行規則第221条）

投資法人は、同一の法人の発行する株式を、投資法人として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資法人として取得してはなりません。

②投資運用業に関する禁止行為規定（金融商品取引法第42条の2）により、当投資法人の資産運用会社は以下の行為が禁止されています。

イ、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うこと（投資法人の投資主の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定められるものを除く。）を内容とした運用を行うこと。

ロ、当投資法人の資産運用会社は運用を受託している運用財産相互間において取引（当該運用財産の投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定められるものを除く。）を行うことを内容とした運用を行うこと。

ハ、特定の金融商品、金融指標またはオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値または対価の額の変動を利用して自己または権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ニ、通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者（当投資法人）の利益を害すること

となる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ. 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

ヘ. 運用財産（投資法人の資産）の運用として行つた取引により生じた権利者の損失の全部もしくは一部を補てんし、または運用財産（投資法人の資産）の運用として行つた取引により生じた権利者の利益に追加するため、当該権利者または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させること（事故による損失の全部または一部を補てんする場合を除く。）。

ト. 前各号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、もしくは投資法人の資産の運用の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府例で定める行為。

（c）その他の投資制限

有価証券の引受けは、行いません。

3【投資リスク】

（１）リスク

当投資法人は、未公開株式をはじめとするわが国株式など値動きのある証券等に投資するほか、投資事業組合にも投資します。したがって、元金が保証されているものではありません。また、投資法人は預金保険、貯金保険および保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、投資法人に生じた利益および損失は、すべて投資主（投資家）に帰属します。

- （a）当投資法人は、わが国株式に投資しますので、投資先企業の経営危機等によるリスクがあります。また、未公開株式は、流動性ならびに企業情報につき公開企業に比し大きく劣っております。したがって、上場株式のみを組入れる証券投資信託に比し、大きなリスクを有しております。
- （b）有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。
- （c）当投資法人の投資口は、金融商品取引所に上場しておりますが、投資主が保有する投資口の譲渡の可能性または一定の譲渡価格を保証する第三者は存在しないため、投資法人の純資産額に対して大きく割込んだ価格で譲渡せざるを得ない場合や、譲渡が速やかにできない可能性があります。
- （d）当投資法人の投資口が上場廃止となった場合には、投資主は、相対で譲渡するほか投資口の換金の手段がありません。この場合、当投資法人の純資産額を下回る譲渡価額で譲渡せざるを得ない可能性や、譲渡自体が不可能な場合があります。
- （e）分配金額は、租税特別措置法第67条の15に規定される当投資法人の配当可能所得金額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として当投資法人が決定する金額とします。税法上、一定の要件のもとで投資法人が投資主に対して行う金銭の分配のうち、利益の配当からなる部分の金額（利益の配当等の額）を、投資法人の損金として算入することを認めています。しかし、法令の改正、投資主の変動、会計処理と税務処理との差違、税務当局との見解の相違等による更生処分等により、利益の配当等の額を損金に算入できなくなる可能性があります。この場合には、投資法人の税負担が増大し、投資主に対する分配額に悪影響をもたらすことがあります。

（２）留意点

当投資法人はクローズド・エンド型であり、契約型投資信託と異なり一部解約請求や買取請求といった換金制度はありません。金融商品取引所において成立する時価により換金することができます。ただし、取引所取引においては売買が成立しない可能性もありますので、換金に時間がかかる場合があります。また、基準価額、解約価額および買取価額といった定まった価格ははありません。

なお、当投資法人の純資産総額（NAV）は、当投資法人のホームページ（ホームページアドレス <http://www.venture-toushin.jp/>）上において毎営業日公表しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

本書提出日現在、公募・増資の予定はありません。当投資法人投資口を取得しようとする場合、投資口は金融商品取引所において売買される時価により、取得することができます。

なお、当投資法人投資口は、平成14年1月15日に大阪証券取引所へ上場しており、同所における売買に際しては、売買委託手数料等が必要となります。

（２）【買戻し手数料】

当投資法人は、当投資法人規約第6条により、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない旨を定めています。

したがって、当投資法人の投資主は、契約型投資信託における一部解約の請求に相当する投資口の払戻しの請求を行うことができません。

当投資法人投資口は、金融商品取引所において売買される時価により、換金することができます。なお、金融商品取引所売買における換金時には、取扱販売会社による売買委託手数料等の費用が発生します。

（３）【管理報酬等】

（a）関係法人の報酬

当投資法人から支払われる報酬は、前月末の純資産総額に対応する下記金額を毎月計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および決算日から各5営業日以内にそれぞれ6ヵ月分を一括して振り込みます。

支払い先	報 酬 額
資産運用会社	当該前月末純資産総額に対し 0.088200%（税抜き0.0840%）
資産保管会社	当該前月末純資産総額 3 0 億円まで 0.008925%（税抜き0.0085%）
	当該前月末純資産総額 3 0 億円超部分 0.007245%（税抜き0.0069%）
一般事務受託者（計算）	当該前月末純資産総額に対し 0.004200%（税抜き0.0040%）
一般事務受託者（名義書換）	当該前月末純資産総額 3 0 億円まで 0.013125%（税抜き0.0125%）
	当該前月末純資産総額 3 0 億円超 5 0 億円部分 0.011445%（税抜き0.0109%）
	当該前月末純資産総額 5 0 億円超部分 0.008820%（税抜き0.0084%）
合 計	当該前月末純資産総額 3 0 億円まで 0.114450%（税抜き0.1090%）
	当該前月末純資産総額 3 0 億円超 5 0 億円部分 0.111090%（税抜き0.1058%）
	当該前月末純資産総額 5 0 億円超部分 0.108465%（税抜き0.1033%）

・上記の通り各報酬に対する消費税等相当額（5%）の費用を当投資法人は負担します。

（b）その他の報酬

（未公開有価証券の評価に関する報酬）

支払い先	報 酬 額
株式会社新光総合研究所	6ヵ月毎に150万円 前月末未公開有価証券額に対し 0.017535%（税抜き0.0167%）

（役員および会計監査人の報酬）

支払い先	報 酬 額
執行役員（1名）	月額10万円
監督役員（2名）	各月額10万円
会計監査人	年額1,500万円以内

（４）【その他の手数料等】

（a）当投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が当投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が当投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち当投資法人が承認したものを負担するものとします。

（b）前（a）に加え、当投資法人は、以下に掲げる費用を負担するものとします。

- ①投資口の発行に関する費用
- ②有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出にかかる費用
- ③投資法人説明書（目論見書）および販売用資料の作成、印刷および交付にかかる費用
- ④計算書類、資産運用報告等の作成、印刷および交付にかかる費用
- ⑤投信法第201条第1項の規定に基づく特定資産の価格等の調査にかかる費用
- ⑥公告にかかる費用および広告宣伝等にかかる費用
- ⑦投資主総会等の開催に伴う諸費用
- ⑧当投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等（当投資法人規約第31条に規定する株式会社新光総合研究所を含みます。）に対する報酬および手数料
- ⑨株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- ⑩その他前①から⑨に付随または関連する費用

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む）である投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が変更された場合は、以下の内容が変更となることがあります。

公募・国内クローズド・エンド型の証券投資法人の投資口は、課税上原則として、株式等と同様に扱われます。法人については、分配金（受領時に所得税が源泉徴収されます。所得税の源泉税率は、平成23年12月31日までに受取るものについては7％、平成24年1月1日以降受取るものについては15％となります。）、譲渡益のいずれも総合課税が適用されます。また、配当等の益金不算入の適用はありません。

個人については次の通りです。

（a）分配金

分配金の課税方法については、源泉徴収方式（所得税20％）に一本化され、受取配当金額によらず確定申告は原則不要^{（注1）}となります。ただし、平成23年12月31日までに支払われた分配金については、軽減源泉税率10％（所得税7％および住民税3％）が適用されます。

なお、配当控除の適用はありません。

（注1）発行済投資口総数の100分の5以上を有している者は、20％の源泉徴収後確定申告が必要です。

また、1回に受取る分配金が5万円（分配金の計算期間が1年以上であるときは10万円）以下のときは少額配当とされ、支払調書は提出されません。

（b）譲渡益

確定申告を前提とする源泉税率20％の申告分離課税となります。ただし、平成23年12月31日までの譲渡等に関しては、軽減税率10％（所得税7％、住民税3％）となります。

譲渡損が生じた場合には、その損失を当該譲渡日の属する年度における他の株式等の譲渡所得等の金額との相殺が認められます。更に、当該譲渡が販売会社等を通じてなされたときには、当該損失を他の株式等の譲渡所得金額から控除しきれない結果、株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合、この損失を翌年以降3年間に渡り株式等の譲渡所得等の金額から繰越控除することが認められます。

販売会社における特定口座（源泉徴収選択口座）において譲渡等を行った所得に関しては、源泉徴収による申告不要の選択が認められます。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成21年３月31日現在

資産の種類	地域別	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式（公開株）	日 本	471,270,350	26.49
株 式（未公開株）		664,582,851	37.35
投資事業有限責任組合出資持分		379,164,190	21.31
破産・更生・再生債権等		5,017,000	0.28
現金およびその他の資産	日 本	259,138,736	14.57
合 計（資産総額）		1,779,173,127	100.00

- ・投資比率とは、投資法人の資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
- ・大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。
- ・破産・更生・更生債権等の期末残高は貸倒引当金を控除した金額です。
- ・投資比率は、小数点第３位を四捨五入してあります。

平成21年３月31日現在

	金 額（円）	資産総額に対する比率（％）
負 債 総 額	20,044,400	1.13
純 資 産 総 額	1,759,128,727	98.87

- ・大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。
- ・比率は、小数点第３位を四捨五入してあります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年３月31日現在上位30銘柄、単位：円）

銘 柄	業 種	株数 数量	帳簿価額	評価額	投資 比率	参考
			単価／金額	単価／金額		
エンゼル・ブイビー投資事業有限責任組合	—	300	340,756 102,226,683	575,665 172,699,399	9.82%	
ゴマブックス(株)	情報・通信業	8,250	3,727 30,750,000	18,182 150,000,000	8.53%	＊
フューチャーブイビー投資事業 有限責任組合	—	640	125,149 80,095,123	134,676 86,192,430	4.90%	
(株)ランドーナージャパン	サービス業	1,000	80,000 80,000,000	80,000 80,000,000	4.55%	＊
東洋キャピタル・ブイビー投資事業 有限責任組合	—	600	61,124 36,674,589	120,678 72,406,961	4.12%	
都市総研インベストバンク(株)	不動産業	10,000	2,727 27,270,000	6,501 65,010,000	3.70%	＊
サイバーイメージング(株)	電気機器	200	7,857 1,571,400	250,000 50,000,000	2.84%	＊
シーワイジー技術研究所(株)	機械	220	225,000 49,500,000	225,000 49,500,000	2.81%	＊
クリーンエナジーファクトリー(株)	卸売業	110	450,000 49,500,000	450,000 49,500,000	2.81%	＊
クリングルファーマ(株)	医薬品	300	160,000 48,000,000	160,000 48,000,000	2.73%	＊
みらい・エス・ジー投資事業組合	—	400	96,355 38,541,847	119,664 47,865,400	2.72%	

アイ・アンド・エイホールディングス(株)	小売業	7,000	5,500 38,500,000	5,500 38,500,000	2.19%	＊
フォンス(株)A種株式	化学	600	50,000 30,000,000	50,000 30,000,000	1.71%	＊
ワイズセラピューティックス(株)	医薬品	1,250	0 1	20,790 25,987,500	1.48%	＊
(株)ムービーバンク・ジャパン	小売業	100	52,512 5,251,200	250,000 25,000,000	1.42%	＊
アクアサイエンス(株)	電気機器	150	150,000 22,500,000	150,000 22,500,000	1.28%	＊
ソネットエンタテインメント(株)	情報・通信業	95	191,553 18,197,565	185,700 17,641,500	1.00%	
(株)ザッパラス	情報・通信業	74	251,900 18,640,600	232,500 17,205,000	0.98%	
(株)リニカル	サービス業	27,600	356 9,815,402	614 16,946,400	0.96%	
(株)セブン銀行	銀行業	62	269,259 16,694,049	262,400 16,268,800	0.92%	
(株)朝日ネット	情報・通信業	61,000	266 16,244,033	258 15,738,000	0.89%	
(株)ぐるなび	サービス業	79	254,100 20,073,900	197,500 15,602,500	0.89%	
(株)トライステージ	サービス業	4,400	3,336 14,679,586	3,520 15,488,000	0.88%	
明日香エレクトロン(株)	電気機器	300	50,000 15,000,000	50,000 15,000,000	0.85%	＊
GMOペイメントゲートウェイ(株)	情報・通信業	180	106,100 19,098,000	82,400 14,832,000	0.84%	
イーバンク銀行(株)	銀行業	1,000	30,000 30,000,000	14,426 14,426,000	0.82%	＊
(株)ユー・エス・ジェイ	サービス業	289	40,500 11,704,500	49,150 14,204,350	0.81%	
(株)ベストブライダル	サービス業	68	130,000 8,840,000	195,000 13,260,000	0.75%	
シナジーマーケティング(株)	情報・通信業	148	65,731 9,728,146	85,500 12,654,000	0.72%	
ニフティ(株)	情報・通信業	137	83,700 11,466,900	89,300 12,234,100	0.70%	

- ・平成21年3月31日現在の保有投資有価証券銘柄数は、公開銘柄61銘柄、未公開銘柄16銘柄です（投資事業有限責任組合出資持分を除く。）。
- ・参考欄＊は未公開銘柄です。
- ・評価額は大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。

種類別・業種別の投資比率

（平成21年3月31日現在）（単位：円）

種類	業種	評価金額	投資比率	種類	業種	評価金額	投資比率
株式	情報・通信業	150,000,000	8.53%	株式	化学	30,000,000	1.71%
		311,662,200	17.72%			50,544,000	2.87%
	サービス業	80,000,000	4.55%		銀行業	14,426,000	0.82%
		244,578,850	13.90%			30,694,800	1.74%
	電気機器	88,659,351	5.04%		その他製品	0	0.00%
		113,632,651	6.46%			8,046,000	0.46%
	小売業	63,500,000	3.61%		精密機器	0	0.00%
		109,044,200	6.20%			5,409,000	0.31%
	医薬品	73,987,500	4.21%		輸送用機器	0	0.00%
		78,812,500	4.48%			4,999,200	0.28%
	不動産業	65,010,000	3.70%		証券、商品先物 取引業	0	0.00%
		65,010,000	3.70%			4,298,000	0.24%
	卸売業	49,500,000	2.81%	投資事業有限責任組合 出資持分		379,164,190	21.55%
		54,985,600	3.13%				
	機械	49,500,000	2.81%	合計		1,515,017,391	86.12%
		54,136,200	3.08%				

- ・株式の各業種上段は、未公開株で内書きです。
- ・評価金額は大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。

②【投資不動産物件】

該当すべき事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当すべき事項はありません。

投資事業有限責任組合を通じて投資を行った株式等

各投資事業有限責任組合の投資した株式等のうち、平成21年3月31日現在の当投資法人の持分に相当する数値（単位；円）を下記に記載しております。

帳簿価額は前期貸借対照表価額もしくは取得価額です。

評価額は大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。

（１）フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：97.56%）

銘 柄	株 数	帳簿価額		評価額	
	(株)	単価	金額	単価	金額
(株)シームス	195	125,000	24,390,244	80,769	15,759,805
(株)フリール	98	50,307	4,908,000	51,711	5,044,976
ニュープレクス(株)	488	60,000	29,268,293	37,592	18,337,561
N. A. g e n e(株)	371	3,336	1,236,761	5,997	2,223,278
(株)アクティブマーケティングシステム	73	57,926	4,238,488	400,000	29,268,293

（２）みらい・エス・ジー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：97.56%）

銘 柄	株 数	帳簿価額		評価額	
	(株)	単価	金額	単価	金額
(株)医薬分子設計研究所	156	39,415	6,152,585	45,108	7,041,249
(株)デジタルプラネット衛星放送	176	7,848	1,378,185	58,416	10,258,420

（３）エンゼル・ブイビー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：95.24%）

銘 柄	株 数	帳簿価額		評価額	
	(株)	単価	金額	単価	金額
(株)ブロードリンク	190	50,000	9,523,810	46,992	8,950,857
(株)J A V A D D & A	62	0	1	3,435	212,643
(株)シーアンドシー・プロ	152	38,875	5,923,810	150,000	22,857,143
(株)エム・ヴィ・ピー	16	168,110	2,721,781	1,400,000	22,666,667
(株)ラフデッサン	95	0	1	200,000	19,047,619
(株)ディースパーク	359	8,662	3,110,070	53,000	19,029,524

（４）東洋キャピタル・ブイビー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：99.01%）

銘 柄	株 数	帳簿価額		評価額	
	(株)	単価	金額	単価	金額
(株)イーフロンティア	297	0	1	80,000	23,762,376
(株)エムケイシステム	396	18,538	7,341,782	50,000	19,801,980

（３）【運用実績】

①【純資産等の推移】

平成21年３月31日現在、第６期から第８期計算期末および直近１年間の各月末の純資産等の推移は次の通りです。

なお、当投資法人は大阪証券取引所に上場しておりますので、当該市場価格を付記しております。

（単位：円）

期 間	総資産額	純資産総額	１口当りの 純資産額	市場価格
第６期計算期末（平成19年１月31日）（分配付）	3,590,282,142	3,549,089,003	8,330	
第６期計算期末（平成19年１月31日）（分配落）	3,590,282,142	3,549,089,003	8,330	6,710
第７期計算期末（平成20年１月31日）（分配付）	2,467,325,592	2,433,101,588	5,710	
第７期計算期末（平成20年１月31日）（分配落）	2,467,325,592	2,433,101,588	5,710	2,750
第８期計算期末（平成21年１月31日）（分配付）	1,459,670,721	1,409,097,474	3,307	
第８期計算期末（平成21年１月31日）（分配落）	1,459,670,721	1,409,097,474	3,307	980
平成20年３月末日	2,367,693,763	2,350,463,363	5,517	2,670
平成20年４月末日	2,388,148,834	2,365,135,081	5,551	2,500
平成20年５月末日	2,324,231,145	2,296,813,230	5,391	2,730
平成20年６月末日	2,179,834,940	2,157,510,507	5,064	2,320
平成20年７月末日	2,074,693,288	2,046,855,172	4,804	2,270
平成20年８月末日	2,036,902,001	2,028,400,270	4,761	1,900
平成20年９月末日	1,980,406,774	1,963,408,319	4,608	1,360
平成20年10月末日	1,807,528,103	1,779,476,793	4,177	1,150
平成20年11月末日	1,820,479,347	1,770,769,774	4,230	1,103
平成20年12月末日	1,760,577,182	1,734,202,727	4,082	1,031
平成21年１月末日	1,459,670,721	1,409,097,474	3,307	980
平成21年２月末日	1,799,252,794	1,780,196,263	4,178	890
平成21年３月末日	1,779,173,127	1,759,128,727	4,129	920

注：計算期末および中間期末（平成20年７月末日）の数値は会計上の数値であり、それ以外の数値は大阪証券取引所への報告数値です。

②【分配の推移】

本書提出日現在、直近３計算期間に支払われた分配金は次の通りです。

	分配金総額	１口当りの分配金額
第６期（平成18年２月１日～平成19年１月31日）	－千円	－円
第７期（平成19年２月１日～平成20年１月31日）	－千円	－円
第８期（平成20年２月１日～平成21年１月31日）	－千円	－円

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

	収益率
第６期（平成18年２月１日～平成19年１月31日）	—
第７期（平成19年２月１日～平成20年１月31日）	—
第８期（平成20年２月１日～平成21年１月31日）	—

・収益率は、計算期間末の分配付基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末の分配落ち基準価額（以下、前期末基準価額という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成13年7月10日	関東財務局長に対して証券投資法人設立届出書を提出
平成13年7月17日	設立登記
平成13年9月21日	登録（登録番号 関東財務局長 第6号）
平成13年8月17日	関東財務局長に対して有価証券届出書を提出
平成14年1月15日	大阪証券取引所へ上場
平成14年12月1日	資産運用を行う委託会社（以下、「資産運用会社」ということがあります。）の合併に伴い、資産運用会社をスミセイ グローバル投信株式会社から三井住友アセットマネジメント株式会社に変更
平成20年9月26日	当投資法人が発行する投資口を株式会社証券保管振替機構が取り扱うことについて、振替法第13条第1項に基づく同意（注）

（注）上記同意に基づき、当投資口は、振替法のもとで、いわゆる「電子化」された投資口（振替投資口）となり、既に発行されている投資証券は株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「決済合理化法」といいます。）施行日（平成21年1月5日）において無効となっています。また、新規の発行の際にも投資証券は発行されないこととなります。この「電子化」の後、振替機関の振替制度の下、口座管理機関（証券会社や銀行等）が加入者（顧客）のために開設した口座にかかる振替口座簿に投資口が電子的に記録・記載され、かかる記録・記載によって投資口の権利の帰属が決定されます。「電子化」に伴って、投資法人の備える投資主に関する名簿は投資主名簿に一元化され、実質投資主名簿は廃止されています。

2【役員の状況】

（本書提出日現在）

氏 名	役職名	主 要 略 歴	所有投資口数（口）
-----	-----	---------	-----------

田原 俊男	執行役員	昭和47年4月	大福証券株式会社入社	40
		昭和60年10月	太平洋証券株式会社投資管理室課長代理	
		平成元年11月	太平洋投信株式会社調査計画課長	
		平成10年5月	同 第一運用部長	
		平成12年10月	同 運用本部チーフファンドマネージャー兼ストラテジスト	
		平成13年7月	ベンチャービジネス証券投資法人執行役員(現任)	
		平成14年12月	三井住友アセットマネジメント株式会社 投信運用グループシニアマネージャー	
		平成17年4月	同 投信運用グループPE室シニアファンドマネージャー	
		平成18年4月	同 プライベートエクイティ運用グループ シニアファンドマネージャー	
		平成20年4月	同 プライベートエクイティ運用グループ 現在に至る	
石田 恵美	監督役員	平成元年9月	中央新光監査法人入所	0
		平成元年10月	会計士補登録	
		平成5年12月	公認会計士登録	
		平成7年4月	司法研修所入所（第49期）	
		平成9年4月	弁護士登録（東京弁護士会所属）	
		平成9年4月	日比谷見附法律事務所入所 アソシエイト（勤務弁護士）	
		平成12年4月	同事務所パートナー(現任)	
		平成13年7月	ベンチャービジネス証券投資法人監督役員（現任）	
		平成16年10月	東京フロンティア投資法人監督役員（現任）	
		平成18年6月	株式会社武蔵野銀行監査役（現任） 現在に至る	

藤川 裕紀子	監督役員	昭和63年10月	会計士補登録	0
		昭和63年10月	中央新光監査法人入所	
		平成4年3月	公認会計士登録	
		平成8年7月	株式会社ジェイエスシー入社	
		平成9年8月	小林時宗税理士事務所入所	
		平成10年6月	金融監督庁（現金融庁）入庁 検査部検査総括課金融証券検査官	
		平成11年7月	同庁検査部検査総括課金融証券検査官兼専門検査官	
		平成12年1月	同庁検査部検査総括課専門検査官	
		平成12年7月	藤川裕紀子公認会計士事務所開設(現任)	
		平成13年7月	ベンチャービジネス証券投資法人監督役員（現任）	
		平成16年10月	東京フロンティア投資法人監督役員（現任）	
		平成20年7月	ニューシティ・レジデンス投資法人監督役員（現任） 現在に至る	

3【その他】

(1) 当投資法人規約の変更

平成20年12月4日開催の投資主総会において以下の規約変更を決定しました。

- ①当投資法人の英文呼称を定めるため、所要の変更。
- ②平成21年1月5日の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」施行に伴い、所要の変更。
- ③関係法令の条文に則した表現への修正のため、所要の変更。
- ④監査範囲の拡大等に鑑み、会計監査人の報酬額の上限を引き上げることとしたく、所要の変更。
- ⑤投信法（昭和二十六年六月四日法律第百九十八号）の改正に伴い、本規約で引用する同法条文の条数変更があったため、所要の変更。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、公募・増資の予定はありません。当投資法人投資口を取得しようとする場合、投資口は金融商品取引所において売買される時価により、取得することができます。

2【買戻し手続等】

当投資法人は、当投資法人規約第6条により、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない旨を定めています。したがって、当投資法人の投資主は、契約型投資信託における一部解約の請求に相当する投資口の払戻しの請求を行うことができません。

当投資法人は、平成14年1月15日に大阪証券取引所へ上場しております。投資口は金融商品取引所において売買される時価により、換金することができます。なお、取引所売買における換金時には、取扱販売会社による売買委託手数料等の費用が発生します。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

当投資法人の資産評価の方法は、原則として、日々の時価評価とし、その基準は以下に定める資産評価の方法および基準の通りとし、基準日は、当投資法人規約第27条に定める決算日（1月31日）とします。

純資産総額とは、当投資法人の資産評価の方法により算定された当投資法人の資産総額に繰延資産等を合算し、負債総額を控除した金額をいい、当該純資産総額を当投資法人の発行する総投資口数で除した金額を基準価額といいます。運用開始後、基準価額は日々計算され、当投資法人のホームページ（ホームページアドレス <http://www.venture-toushin.jp/>）で公表されております。

I 運用資産評価の原則

イ、当投資法人は、運用資産の評価にあたっては、投資主のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとします。

ロ、運用資産の評価は原則として時価によるものとします。

ハ、運用資産の評価にあたっては、継続性を原則とします。

ニ、当投資法人は、運用資産の評価にあたって、評価の信頼性の確保に努めるものとします。

ホ、運用資産の評価方法および評価額は開示を原則とします。

なお、当投資法人の決算にあたって作成する計算書類等は、投信法、投資法人の計算に関する規則、社団法人投資信託協会の評価規則、当投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い作成されるものとします。

II 金融商品取引所に上場されている有価証券

「投資法人の計算に関する規則」第6条第1項に定める有価証券については、時価をもって評価するものとします。採用する時価については、投信法第129条第2項および投資法人の計算に関する規則第6条第2項に基づき、計算を行う日の公表されている取引価格の終値に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とします。

なお、上記「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、以下に定める事項を除き、社団法人投資信託協会のルールに従うものとします。

評価日において取引価格の終値がない場合は、当該取引所の評価日における気配値で評価します。

ただし、最終の気配値として売り気配と買い気配の両者が公表されている場合には公表された売り気配の最安値と買い気配の最高値の仲値を時価として評価し、売り気配もしくは買い気配の一方のみが公表されている場合には、公表された売り気配の最安値または買い気配の最高値をもって評価します。また、評価日において気配値も公表されていない場合には、評価日前直近における終値または気配値をもって評価します。

III 上場予定有価証券

イ、社団法人投資信託協会のルールに従うことを原則とします。

ロ、上場予定有価証券の評価は、評価日の気配相場で評価し、評価日に気配相場がない場合には、直近の気配

相場で評価することを原則とします。ただし、気配相場の発表が行われないものについては、取得価額で評価することができるものとします。

IV 未公開株式等

未公開株式等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等時価評価準則」に従い評価するものとします。

なお、当投資法人は、大阪証券取引所に上場しており、流通市場における投資家の利便に供するため、以下に従い保有未公開株式等の評価を行った参考基準価額を、基準価額とあわせて公表しています。

イ。運用資産についてより透明性を増すために、第三者機関の評価を採用することを原則とします。

ロ。時価として付すべき価格の計算方法として、ディスカウントキャッシュフロー方式（DCF方式）および類似会社比準方式の併用を原則として、収益還元方式と類似会社比準方式の併用、類似会社比準方式ならびに純資産方式等の中から個別事例の特色にあわせて採用することを基本とします。

V 投資事業組合の出資持分

投資事業組合の出資持分の評価にあたっては、投資事業組合の純資産総額から算出された単位当りの出資持分価額で評価することを原則とします。

VI その他

上記に定めがない場合には、社団法人投資信託協会の評価ルールに原則として準ずるものとします。また、当投資法人の初回募集にかかる申込期間が満了した後においては、基準価額について、日々算定し、毎営業日毎に前営業日の価額を公表するものとします。

(2) 【保管】

決済合理化法の施行により、当投資口については振替投資口となり、投資証券を発行することができません。既に発行された投資証券は決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）において無効となり（振替法第227条3項）、投資口の新規発行および権利の移転は全て振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われることとなりましたので、投資主は、加入者として口座管理機関に投資口を記載または記録するための口座を開設し、維持する必要があります。投資主は、振替機関が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合もしくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、または投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、当投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます。（振替法第227条第2項）

(3) 【存続期間】

無期限です。

当投資法人の存立期間は、当初、平成13年7月17日から平成24年1月31日までとしておりましたが、平成18年12月開催の投資主総会において当投資法人規約を変更し、その存立期間に関する規定を削除しております。

（４）【計算期間】

当投資法人の計算期間は、毎年２月１日から翌年１月31日までとします。

なお、当投資法人の最初の計算期間は、当投資法人設立の日である平成13年７月17日より平成14年１月31日までとします。

（５）【その他】

イ．当投資法人は、次の事由により解散します。

イ）投資法人規約で定めた存立時期の満了又は解散事由の発生

ロ）投資主総会の決議

ハ）合併

ニ）破産

ホ）解散を命ずる裁判

ヘ）投信法第216条の規定による同法第187条の登録の取消し

ト）投信法第190条第１項の規定による同法第187条の登録の拒否

ロ．登録投資法人(投信法第187条の登録を受けた投資法人)は、同法第192条の規定により、次に該当することとなった場合、30日以内に監督官庁に届出ます。この場合、同法187条の登録は効力を失います。

イ）合併により消滅したとき

ロ）破産により解散したとき

ハ）前イ．イ）またはロ）に掲げる事由により解散したとき

ハ．発行する投資口の総口数

イ）当投資法人の発行する投資口の総口数は、100万口です。

ロ）執行役員は、前イ）の範囲内において、役員会の承認を得たうえで投資口の追加発行ができます。

ハ）当該投資口の追加発行における1口当りの発行価額は、当投資法人に属する資産の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とします。

ニ）当投資法人の発行する投資口の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

ニ．当投資法人設立時の投資口

設立の際に発行した投資口の発行価額は、１口当り10,000円、発行口数は１万口です。

ホ．投資主名簿等管理人

イ）当投資法人は、投資口に対し投資主名簿等管理人を置きます。投資主名簿等管理人とは、投信法第117条の規定に従い、当投資法人が、その資産の運用および保管にかかる業務以外の業務にかかる事務を委託する者（以下「一般事務受託者」）のうち、投信法第117条第２号に定める、投資主名簿（実質投資主名簿を含みます。以下同じ。）および投資法人債原簿の作成および備置きその他の投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務を、委託を受けて取り扱う者をいいます。本報告書提出日現在の投資主名簿等管理人は、株式会社だいこう証券ビジネスです。

ロ) 投資主名簿等管理人にかかる事務の委託の内容に変更があったときは、その変更の内容（新たな投資主名簿管理人に事務を委託したときは、その者の氏名または名称および住所ならびにその者に委託する事務の内容を含みます）を投資主に通知します。

ハ) 当投資法人の投資主名簿は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置きます。投資主名簿への記録ならびに投資主の権利行使に関連する事項およびその他投資口の取扱いに関する手続は投資主名簿等管理人が取り扱い、当投資法人においては取り扱わないものとします。

ヘ. 投資口の取扱

当投資法人の投資主名簿への記録ならびに投資主の権利行使に関連する事項およびその他投資口の取扱いに関する手続ならびにその手数料については、法令または当投資法人規約のほか、役員会にて定めるものとします。

ト. 投資法人が常時保持する最低限度の純資産総額

当投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とします。

チ. 有価証券等の売却等

当投資法人は、運用資産に属する有価証券等の売却等を行うことができます。

リ. 再投資による運用

当投資法人は、前チ. の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することができるものとします。

ス. 損益の帰属

資産運用会社の運用により、当投資法人の運用資産に生じた利益および損失はすべて当投資法人に帰属します。

ル. 借入金および投資法人債発行の有無

当投資法人は、資金借入れおよび投資法人債の発行を行わないものとします。

ヲ. 投資法人の資産に関する報告

イ) 計算事務受託者は、毎決算日に損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを当投資法人に提出します。

ロ) 執行役員は、前イ) に定める報告書等に基づき、計算事務受託者を通じて法令に定める計算関係書類を作成し、当該計算関係書類を会計監査人に提出し、その監査を受けます。

ハ) 会計監査人は、前ロ) の計算関係書類を受領した後、4週間以内に、法令に定める監査報告書を執行役員に提出するものとします。

ニ) 執行役員は前ロ) の計算関係書類および前ハ) の監査報告書を当投資法人役員会に提出し、その承認を受けるものとします。

ホ) 当投資法人は、前ロ) の計算関係書類および前ハ) の監査報告書を、法令に定めるところに従い、当投資法人の本店に備置き、閲覧に供するものとします。

ワ. オプションの発行

当投資法人は、投資口を買付けるオプションを発行することができません。

カ. 投資法人規約の変更

投資法人規約を変更するには、発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席者の議決権の3分の2以上により可決される必要があります。ただし、書面による議決権行使が認められていること、および投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後掲「3投資主・投資法人債権者の権利（1）」をご参照下さい。

投資法人規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限または分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて当投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

ヨ．関係法人との契約の更改・解約等

イ）一般事務委託契約

a）（投資主名簿等管理人）

当投資法人は、株式会社だいこう証券ビジネスとの間で一般事務委託契約を締結しています。

（契約期間）

契約の有効期間は契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

（契約の変更および解約）

契約を変更または解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更および解約は双方が合意の上行うものとします。

当投資法人は、株式会社だいこう証券ビジネスが下記1．から4．に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- 1．委託契約の各条項に違反したとき
- 2．差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続きが開始されたとき
- 3．破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
- 4．振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき

当投資法人に上記1．から4．の事由が生じた際には、株式会社だいこう証券ビジネスは契約を解約することができます。

b）（計算事務受託者）

当投資法人は、住友信託銀行株式会社との間で一般事務委託契約を締結しています。

（契約期間）

契約の有効期間は契約締結日から6ヵ月間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに双方いずれからも文書による別段の申出がないときは、さらに6ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

（契約の変更および解約）

契約を変更または解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。変更および解約は双方が合意の上行うものとします。

当投資法人は、住友信託銀行が下記1．から4．に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

1. 契約の各条項に違反したとき
 2. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続きが開始されたとき
 3. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
 4. 振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき
- 当投資法人に上記 1. から 4. の事由が生じた際には、住友信託銀行株式会社は契約を解約することができます。

ロ) 資産運用委託契約

当投資法人は、三井住友アセットマネジメント株式会社との間で資産運用委託契約を締結しています。

（契約期間）

契約は平成14年12月1日から平成24年1月31日までとします。ただし、当投資法人が規約を変更の上、その存立期間を延長した場合は、その延長期間分、契約は存続するものとします。

（契約の解約）

契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。解約は双方が協議し、その協議結果は投資主総会の承認を得るものとします。

上記の規定にかかわらず、当投資法人は、三井住友アセットマネジメント株式会社が下記の 1. または 2. に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議を経て契約を解約することができるものとし、この場合、投資主総会の承認を得ることを要しないものとします。

1. 三井住友アセットマネジメント株式会社が職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
2. 前 1. に掲げる場合のほか、資産の運用にかかる業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

三井住友アセットマネジメント株式会社は、当投資法人の同意を得なければ、契約を解約することはできません。

当投資法人は、三井住友アセットマネジメント株式会社が下記 1. から 3. に定める事由の一つにでも該当する場合には、契約を解約しなければなりません。

1. 投資信託委託業者でなくなったとき
2. 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき
3. 解散したとき

三井住友アセットマネジメント株式会社は、当投資法人に対し、契約の終了に当たり、運用業務の引継ぎに必要な事務を行うなど、契約終了後の事務の移行に関して協力する義務を負うものとします。

（契約の変更）

契約を変更する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知するものとします。変更は双方が合意の上行うものとします。ただし、当該変更が資産運用報酬にかかる変更である場合は、投資主総会の承認を得るものとします。

ハ) 資産保管委託契約

当投資法人は、住友信託銀行株式会社との間で資産の保管に係る業務を委託するため、資産保管委託契約

を締結しています。

（契約期間）

委託契約期間は、委託者が投信法第187条に定める登録を完了した日から平成24年1月31日までとします。ただし、当投資法人が規約を変更の上、その存立期間を延長した場合は、その延長期間分、契約は存続するものとします。

（契約の変更および解約）

契約を変更または解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。変更および解約は双方が合意の上行うものとします。

当投資法人は、住友信託銀行株式会社が次の各事項に定める事由の一つにでも該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

1. 契約の各条項に違反したとき
2. 差押、仮差押、仮処分、競売開始決定、国税滞納処分の手続きが開始されたとき
3. 破産、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし、またはそれらの申立があったとき
4. 振出しにかかる手形、小切手が不渡りになったとき

当投資法人に上記1. から4. の事由が生じた際には、住友信託銀行株式会社は契約を解約することができます。

（委託事務の再委託）

住友信託銀行株式会社は委託事務を行うに際し、自己の責任で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再委託することができます。住友信託銀行株式会社が、委託事務を再委託する場合には、契約上の住友信託銀行株式会社の義務を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に遵守させなければなりません。なお、再委託後も、住友信託銀行株式会社は当投資法人に対し、契約に基づく義務の履行について一切の責任を免れないものとします。

二) 特別口座の管理に関する契約

当投資法人は、株式会社だいこう証券ビジネスとの間で特別口座の管理に関する事務を委託するため、特別口座の管理に関する契約を締結しています。

（契約期間）

契約期間の定めはありません。

（契約の解約）

1. 当事者間の文書による解約の合意があったとき。この場合には、本契約は両当事者の合意によって指定する日に終了する。
2. 当事者のいずれか一方に以下に掲げる事由のいずれかが生じた場合で、他方当事者が本契約の解除を文書で通知したとき。この場合には、本契約は解除を通知する文書において指定する日に終了する。
 - ア. 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始の申立（法律改正により新たな倒産手続が創設された場合は、当該手続開始の申立を含む）があった場合

イ。支払の停止があった場合または支払不能に陥った場合

ウ。手形交換所の取引停止処分があった場合

エ。会社組織に重大な変更があった場合

オ。違法行為その他反社会的な行為があった場合

3. 当事者のいずれか一方が本契約につき違反をした場合で、他方当事者が本契約の解除を文書で通知したとき。この場合には、その通知発信の日から1ヶ月を経過した日をもって終了する。ただし、契約違反の内容が重大で契約の続行に支障を及ぼすと認められる場合は、通知において指定する日に終了する。

4. 当事者間に投資主名簿等管理人業務に係る一般事務委託契約が締結されており、当該契約について契約の終了事由もしくは株式会社だいこう証券ビジネスが解約権を行使しうる事由が発生した場合であって、株式会社だいこう証券ビジネスが本契約の解除を文書で通知したとき。この場合には、その通知発信の日から1ヶ月を経過した日または当該通知において指定する日に終了する。

（契約の変更）

特別口座の管理に関する契約について、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他契約の変更が必要な事由が生じた場合は、両当事者が協議のうえ、これを改定します。

タ。当投資法人は、計算期間の終了毎に報告書を作成して、決算日現在の投資主に交付します。

レ。当投資法人が投資主に対してする公告は、日本経済新聞に掲載されます。

2【利害関係人との取引制限】

（1）利害関係人等との取引制限

資産運用会社が一定の者との間で行う取引については、法令により、一定の制限が課せられています。

かかる制限には、以下のものが含まれます。

イ。資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行なうこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第128条で定めるものを除きます。

ロ。資産運用会社が自己の監査役、役員に関する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）

ハ。資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下のとおりその親法人等又は子法人等が関与する行為に付き禁止行為が定められています（金融商品取引法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項）。ここで「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金

融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）で定める要件に該当するものをいい（金融商品取引法第31条の4第5項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当するものをいいます（金融商品取引法第31条の4第6項）。

- イ）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）第130条第2項）。
 - ロ）当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金融商品取引法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項）。
 - ハ）当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項）。
- ニ）イ）からハ）までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして業府令に定める行為（金融商品取引法第44条の3第1項第4号、業府令第153条、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）第267条。以下の行為を含みます。）。
- 1. 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
 - 2. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約（金融商品取引法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。）を締結することを条件としてその親法人等または子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っている事を知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。

（2）利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

（3）資産の運用の制限

投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産運用会社、③その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、④その資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行うことは認められません（投信法第193条、第195条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

- ①有価証券の取得または譲渡
- ②有価証券の貸借
- ③不動産の取得又は譲渡
- ④不動産の貸借
- ⑤不動産の管理の委託
- ⑥宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

3【投資主・投資法人債権者の権利】

（1）投資主の権利（および責任）の範囲は、その有する投資口の引受価額を限度とします。

イ. 投資口数に応じて、各投資主は投資主総会における議決権を有しています。

投資主総会に出席しない投資主は、投資主総会の招集の通知とともに添付される投資主が議決権を行使するための書面を、投資主総会の会日の前日までに当投資法人に郵送することにより、議決権を行使することができます。

当投資法人は、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提案された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）につき賛成するものとみなす規定を当投資法人規約に定めてい

ます。

- ロ、投資主は、当投資法人が当投資法人規約に従い金銭により分配する分配金を受領する権利を有しています。
分配金は、各決算日現在の最終の投資主名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配されます。

なお、分配金は、決算日より3ヵ月以内に、投資主名簿上の住所地に郵送されます。投資主名簿に記載の投資主の住所に誤りがある場合等の理由により、分配金支払開始の日から満3年を経過した当該分配金については、当投資法人はその支払の義務を免れる旨の規定が当投資法人規約にあります。

- ハ、当投資法人は、当投資法人規約により投資主の請求による投資口の払戻しを行いません。
「1資産管理等の概要（3）存続期間および（5）その他」に記されるように、当投資法人が存続期間を満了もしくは解散等したときのほか、投資口の併合若しくは分割により1口に満たない端数が生じ、その部分に相当する金銭の支払を実施するときには、投資主は、払戻請求権若しくは残余財産請求権を有します。
- ニ、投資主は、執行役員に対し、理由を付した書面をもって会計の帳簿および書類の閲覧または謄写を請求する帳簿閲覧権を有しています。
- ホ、投資主は、以下の共用権を有しています。

イ）代表訴訟提起権

6ヵ月前から引続き投資口を有する投資主は、当投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員または監督役員の責任を追及する訴訟の提起を請求することができます。

ロ）執行役員等の違法行為差止請求権

執行役員が当投資法人の目的範囲内ではない行為もしくは法令または規約に違反する行為をすることにより当投資法人に損害が発生する恐れがある場合には、6ヵ月前から引続き投資口を有する投資主は、当投資法人のために執行役員に対してその行為の差止めを請求することができます。

ハ）執行役員等解任請求権

発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限ります。）は、執行役員または監督役員の職務遂行に関し不正な行為もしくは法令または規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会で当該役員の解任が否決された場合には、30日以内に監督官庁に当該役員の解任を請求することができます。

ニ）投資主総会決議取消権

投資主は、投資主総会の招集の手続きもしくは決議の方法が、法令もしくは規約に違反したまたは著しく不正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、または決議について特別の利害関係を有する投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときは、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

ホ）投資主総会招集権

発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限ります。）は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を執行役員に対して提出し、投資主総会の招集を請求することができます。

ヘ）投資主提案権

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限り、）は、執行役員に対して会日より8週間前に一定の事項を投資主総会の会議の目的となすべきことを請求することができます。ただし、その事項が投資主総会で決議すべき事項ではない場合はこの限りではありません。

ト）検査役選任請求権

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主（6ヵ月前から引続き投資口を有するものに限り、）は、投資主総会招集の手続きおよびその決議方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます。

チ）新投資口発行、設立および合併無効訴権

投資主は、新投資口発行について重大な法令もしくは規約違反があった場合、設立もしくは合併手続きに瑕疵があった場合には、当投資法人に対して新投資口発行または設立もしくは合併無効の訴えを提起することができます。

リ）解散請求権

発行済投資口の総口数の10分の1以上に当たる投資口を有する投資主は、当投資法人の業務の執行上著しい難局により当投資法人に回復できないような損害が生じまたは生じる恐れのある場合もしくは、当投資法人の財産の管理または処分が著しく失当で当投資法人の存続の危機となるような場合には、裁判所に当投資法人の解散を請求することができます。

（2）投資法人債権者の権利

- イ．投資法人の債権者は、投資法人の純資産の額が基準純資産額（最低純資産額に5,000万円を加えた額）を下回ったときにおいて、投資口の払戻しを受けた者に対して、当該払戻しを受けた額を投資法人に返還させることができます。
- ロ．投資法人が貸借対照表上の純資産額から基準純資産額を控除した額を超えて金銭の分配を行ったときには、投資法人の債権者は、投資主から、その分配を受けた金額を投資法人に返還させることができます。
- ハ．当投資法人は規約第25条において投資法人債を発行しないことを定めていますので、当投資法人については、投資法人債に係る債権者の権利は発生しません。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

(平成21年3月31日現在)

名 称	資本の額	事業の内容
三井住友アセットマネジメント株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める金融商品取引業者としての 投資運用業および投資助言業

(2)【運用体制】

ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

イ 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

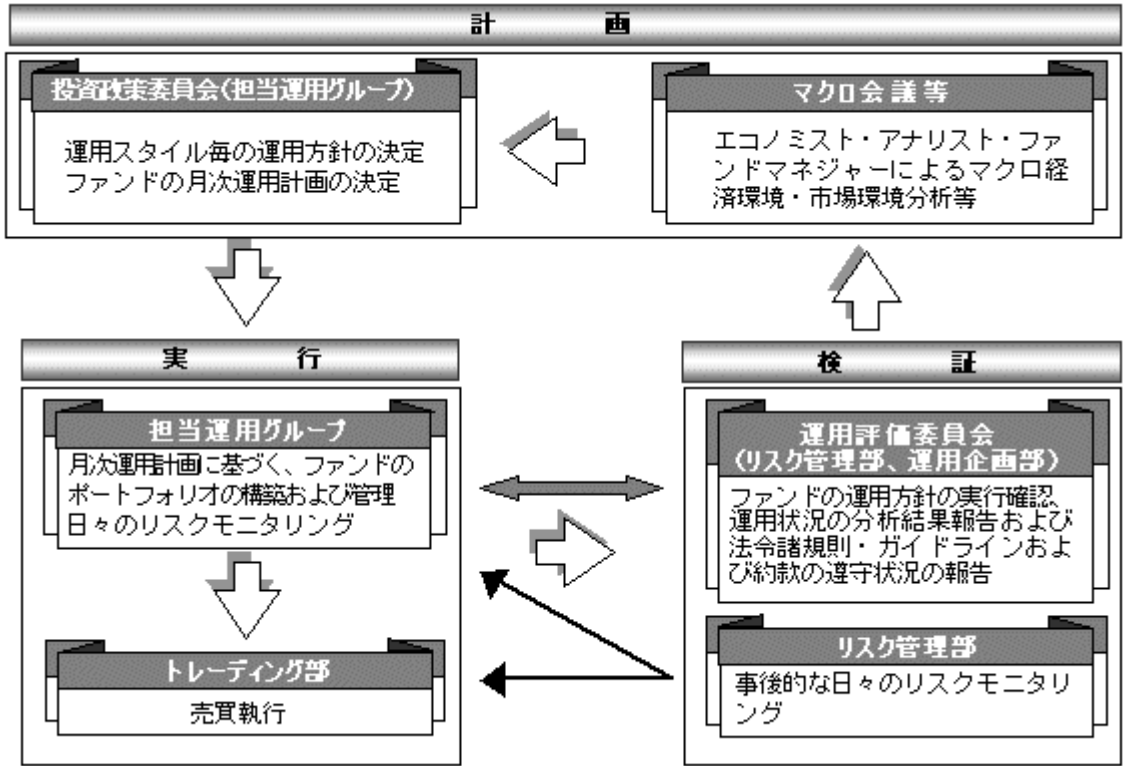
ロ 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

ハ 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



※リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

(3) 【大株主の状況】

(平成21年3月31日現在)

名 称	住 所	所 有 株式数	比 率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	882	5.0

（４）【役員の状況】

（平成21年３月31日現在）

役職名	氏 名	略 歴	所有 株数
取締役会長	永原 義之	昭和49年４月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成13年４月 株式会社三井住友銀行 コンシューマー営業部長兼 本店上席調査役 平成14年７月 同行 日本橋東法人営業部長 平成15年６月 同行 執行役員 平成17年６月 同行 常任監査役 平成18年６月 三井住友アセットマネジメント株式会社 取締役会長 現在に至る	0
代表取締役 社長兼CEO	前田 良治	昭和52年４月 住友生命保険相互会社 入社 平成10年１月 同社 年金運用部次長 平成14年４月 住友ライフ・インベストメント株式会社執行役員 投資本部CIO（アセットアロケーション担当） 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社執行役員 平成17年４月 同社 常務執行役員 平成18年６月 同社 常務取締役兼常務執行役員 平成19年６月 同社 代表取締役社長兼CEO 現在に至る	0
取締役副社長	富士 壮一	昭和52年４月 三井生命保険相互会社（現三井生命保険株式会社）入社 平成12年10月 同社 法人業務部門年金業務グループマネージャー 平成13年４月 三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社 取締役副社長兼チーフ・オペレーティング・オフィサー 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社執行役員 平成17年４月 同社 常務執行役員 平成18年６月 同社 常務取締役兼常務執行役員 平成19年６月 同社 取締役副社長 現在に至る	0

取締役副社長	板倉 雄吉	昭和51年4月	大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社	0
		平成6年4月	同社 国際投資部課長 ロンドン駐在	
		平成13年10月	三井住友海上アセットマネジメント株式会社出向 年金事業部長	
		平成16年4月	三井住友アセットマネジメント株式会社 企画グループヘッド	
		平成17年4月	同社 執行役員	
		平成18年9月	同社 常務取締役兼常務執行役員	
		平成19年6月	同社 取締役副社長 現在に至る	
非常勤取締役	近藤 祐	昭和40年4月	三井物産株式会社 入社	0
		平成8年6月	同社 取締役財務部長	
		平成10年6月	同社 代表取締役常務取締役	
		平成14年4月	同社 代表取締役専務取締役兼専務執行役員CFO （財経・リスクマネジメント部門長）	
		平成16年4月	同社 代表取締役副社長兼専務執行役CFO	
		平成17年6月	同社 常勤監査役（現任）	
		平成18年6月	三井住友アセットマネジメント株式会社非常勤取締役 現在に至る	
非常勤取締役	伊藤 雄二	昭和45年4月	住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社	0
		平成9年6月	同社 取締役 支配人委嘱	
		平成13年6月	同社 常務取締役	
		平成15年6月	同社 常務取締役兼常務執行役員	
		平成16年6月	同社 取締役	
		平成18年6月	同社 顧問（現任） 神東塗料株式会社監査役（現任）	
		平成19年6月	三井住友アセットマネジメント株式会社非常勤取締役 現在に至る	

常勤監査役	加藤 英夫	昭和46年4月 住友生命保険相互会社 入社 平成11年7月 同社 取締役嘱運用企画部長 平成13年1月 同社 常務取締役嘱運用企画部長 平成13年7月 同社 常務取締役嘱市場金融部長 平成13年10月 同社 常務取締役 平成14年4月 同社 常務取締役嘱常務執行役員 平成17年4月 同社 常任顧問 平成17年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社常勤監査役 現在に至る	0
常勤監査役	内藤 和晃	昭和49年4月 三井生命保険相互会社（現三井生命保険株式会社）入社 平成13年7月 同社 執行役員 法人業務本部副本部長兼東京法人 第二部長 平成15年4月 同社 常務執行役員 運用統括役員 平成15年10月 同社 常務執行役員 運用統括役員兼リスクマネジメントコ ミッティー参与 平成16年6月 同社 取締役 常務執行役員 運用統括役員兼リスクマネジ メントコミッティー参与 平成17年4月 エムエルアイ・システムズ株式会社 代表取締役社長 平成19年4月 三井生命保険株式会社 資産運用部参与 平成19年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社常勤監査役 現在に至る	0
非常勤監査役	久保 哲也	昭和51年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成15年6月 同行 執行役員 香港支店長 平成16年4月 同行 執行役員 国際統括部長 平成18年4月 同行 執行役員 国際部門副責任役員 平成18年7月 同行 常務執行役員 米州本部長 平成20年4月 同行 常務執行役員 投資銀行部門統括責任役員（現任） 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 （現任） 平成20年6月 三井住友アセットマネジメント株式会社非常勤監査役 現在に至る	0

非常勤監査役	野崎 道雄	昭和45年4月	大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社	0
		平成8年4月	同社 大阪企業第三部長	
		平成11年10月	同社 開発営業本部金融法人部長	
		平成13年10月	東京企業業務部長（コンプライアンス・オフィサー）	
		平成14年3月	国際業務部長	
		平成14年7月	理事 国際業務部長	
		平成16年6月	常任監査役	
		平成19年6月	三井住友アセットマネジメント株式会社非常勤監査役 現在に至る	

（５）【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は平成12年1月、金融再生委員会より証券投資信託委託業の認可を取得し、投資信託委託業者として、その業務を行っております。また、資産運用会社は昭和62年6月、投資一任契約業務の認可を受け、投資助言業務のほか投資一任契約に基づく投資一任業務を行っています。

平成21年3月31日現在、資産運用会社が資産を運用する投資法人は当投資法人のほか以下のとおりです。

（平成21年3月31日現在）

名 称	東京フロンティア投資法人
基本的性格	主として投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合の出資持分への投資を通じて、東京都都下に事業活動の拠点を置き、株式公開を目指すわが国の未公開企業の発行する株式等に投資します。わが国の未公開株式等に対しては、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性の確保を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的とします。なお、本書提出日現在、私募による募集販売のみで上場公開はしていません。
設立年月日	平成16年10月20日
純資産額	3,304,228,741円
1口当り純資産額	6,294円

2【その他の関係法人の概況】

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

（a）一般事務受託者

- イ. 名称： 住友信託銀行株式会社
- ロ. 資本金の額： 287,537百万円（平成20年12月31日現在）
- ハ. 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（b）一般事務受託者および特別口座の口座管理機関

- イ. 名称： 株式会社だいこう証券ビジネス
- ロ. 資本金の額： 8,898百万円（平成21年1月31日現在）
- ハ. 事業の内容： 株主名簿等管理業務ならびに証券事務代行サービス業務等を営んでいます。

（c）資産保管会社

- イ. 名称： 住友信託銀行株式会社
- ロ. 資本金の額： 287,537百万円（平成20年12月31日現在）
- ハ. 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参 考 情 報）

- （a）一般事務受託者および（b）資産保管会社の住友信託銀行株式会社は、各業務を下記の信託銀行に再委託します。

〈再受託者〉

- イ. 名称： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ロ. 資本金の額： 51,000百万円（平成20年9月30日現在）
- ハ. 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）【関係業務の概要】

（a）一般事務受託者（住友信託銀行株式会社）

当投資法人の運用にかかる資産の計算に関する業務を行います。

（b）一般事務受託者および特別口座の口座管理機関（株式会社だいこう証券ビジネス）

- ・発行する投資口の名義書換に関する業務
- ・投資証券の発行に関する業務
- ・機関（投資主総会・役員会）の運営に関する業務
- ・投資主に対して分配をする金銭の支払に関する業務
- ・投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する業務
- ・計算に関する業務（運用資産に係る計算を除きます。）

- ・ 会計帳簿の作成に関する業務
- ・ 納税に関する業務
- ・ 特別口座の管理に関する事務

（c）資産保管会社（住友信託銀行株式会社）

当投資法人の資産の保管にかかる業務を行います。

（3）【資本関係】

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年総理府令第47号）（以下「投資法人計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号及び平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）の財務諸表については、内閣府令第65号による改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間（平成20年2月1日から平成21年1月31日まで）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第50号附則第4条第1項第1号より、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、投資法人計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）については改正前の投資法人計算規則に基づき、第8期計算期間（平成20年2月1日から平成21年1月31日まで）については改正後の投資法人等計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円単位で表示し、単位未満は切り捨てております。

2. 監査証明について

当投資法人は、第7期計算期間（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人により監査を受け、第8期計算期間（平成20年2月1日から平成21年1月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称を変更しております。

1【財務諸表】

ベンチャービジネス証券投資法人

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第7期 (平成20年1月31日現在)		第8期 (平成21年1月31日現在)	
		金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）
資産の部					
I 流動資産					
現金及び預金		412,192		281,830	
有価証券		794,866		479,336	
未収入金		6,464		4,260	
未収配当金		2,127		1,595	
流動資産合計		1,215,651	49.3	767,022	52.5
II 固定資産					
投資その他の資産					
投資有価証券		1,246,657		687,630	
破産・再生・更生債権等		7,023		6,020	
貸倒引当金		△2,006		△1,003	
投資その他の資産合計		1,251,674		692,647	
固定資産合計		1,251,674	50.7	692,647	47.5
資産合計		2,467,325	100.0	1,459,670	100.0
負債の部					
I 流動負債					
未払金		2,233		28,583	
未払費用		22,865		15,713	
未払法人税等		950		950	
繰延税金負債		838		628	
預り金		10		10	

未払分配金		7,326		4,686	
流動負債合計		34,224	1.4	50,573	3.5
負債合計		34,224	1.4	50,573	3.5
純資産の部	※1、2				
I 投資主資本					
1. 出資総額		4,260,600	172.7	4,260,600	291.9
2. 剰余金					
当期末処理損失		1,827,498		2,851,502	
剰余金合計		△1,827,498	△74.1	△2,851,502	△195.4
投資主資本合計		2,433,101	98.6	1,409,097	96.5
純資産合計		2,433,101	98.6	1,409,097	96.5
負債・純資産合計		2,467,325	100.0	1,459,670	100.0

(2) 【損益計算書】

		第7期 自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日			第8期 自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日		
区 分	注記 番号	金 額（千円）		百分比 （%）	金 額（千円）		百分比 （%）
1. 営業収益	※1						
受取配当金		18,020			16,676		
受取利息		1,304			749		
有価証券売買等損益		△1,050,223			△976,154		
その他営業収入		3	△1,030,893	100.0	4	△958,724	100.0
2. 営業費用							
執行役員及び監督役員報酬		3,600			3,600		
資産運用報酬		33,560			22,855		
資産保管手数料		3,353			2,312		
一般事務委託手数料		12,337			9,736		
印刷費		1,146			1,921		
組合運営費		21,954			15,296		
その他営業費用		11,455	87,407	△8.5	11,960	67,682	△7.0
営業損失金額			1,118,301	108.5		1,026,406	107.0
3. 営業外収益							
雑収入		1,976	1,976	△0.2	2,139	2,139	△0.2
経常損失金額			1,116,325	108.3		1,024,267	106.8
4. 特別利益							
貸倒引当金戻入額		1,003			1,003		
償却債権取立益		175	1,179	△0.1	-	1,003	△0.1
税引前当期純損失金額			1,115,146	108.2		1,023,263	106.7
法人税、住民税及び事業税		950			950		
法人税等調整額		△108	841	△0.1	△209	740	△0.1
当期純損失金額			1,115,987	108.3		1,024,004	106.8
前期繰越損失			711,510	69.0		1,827,498	190.6

当期未処理損失			1,827,498	177.3		2,851,502	297.4
---------	--	--	-----------	-------	--	-----------	-------

（３）【投資主資本等変動計算書】

第７期（自 平成19年 2月 1日至 平成20年 1月31日）

	注記 番号	投資主資本				純資産合計
		出資総額	剰余金		投資主資本合計	
			当期末処理損失	剰余金合計		
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	
前 期 末 残 高		4,260,600	△711,510	△711,510	3,549,089	3,549,089
当 期 変 動 額						
剰余金分配		—	—	—	—	—
当期純損失金額		—	1,115,987	1,115,987	1,115,987	1,115,987
当期変動額合計		—	△1,115,987	△1,115,987	△1,115,987	△1,115,987
当 期 末 残 高	※ 1	4,260,600	△1,827,498	△1,827,498	2,433,101	2,433,101

第８期（自 平成20年 2月 1日至 平成21年 1月31日）

	注記 番号	投資主資本				純資産合計
		出資総額	剰余金		投資主資本合計	
			当期末処理損失	剰余金合計		
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	
前 期 末 残 高		4,260,600	△1,827,498	△1,827,498	2,433,101	2,433,101
当 期 変 動 額						
剰余金分配		—	—	—	—	—
当期純損失金額		—	1,024,004	△1,024,004	△1,024,004	△1,024,004
当期変動額合計		—	1,024,004	△1,024,004	△1,024,004	△1,024,004
当 期 末 残 高	※ 1	4,260,600	2,851,502	△2,851,502	1,409,097	1,409,097

（４）【金銭の分配に係る計算書】

区分	第7期 自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日	第8期 自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日
	金額（千円）	金額（千円）
I 当期末処理損失	1,827,498	2,851,502
II 分配金 （投資口1口当たりの分配金の額）	— (－円)	— (－円)
III 次期繰越損失	1,827,498	2,851,502
IV 分配金の額の算出方法	当投資法人の規約第28条第1項に定める分配可能金額が0円のため、分配を行っておりません。	当投資法人の規約第28条第1項に定める分配可能金額が0円のため、分配を行っておりません。

（５）【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

区 分	注 記 番 号	第 7 期 自 平成19年 2 月 1 日 至 平成20年 1 月31日	第 8 期 自 平成20年 2 月 1 日 至 平成21年 1 月31日
		金 額	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失金額（△）		△1,115,146	△1,023,263
受取利息及び受取配当金		△19,325	△17,425
貸倒引当金の減少額		△1,003	△1,003
有価証券の減少額		739,936	315,529
投資有価証券の減少額		287,542	560,029
未収金の減少額		5,482	3,664
未払金の増加額		2,187	26,359
未払費用の減少額		△5,778	△7,151
その他		△255	-
小計		△106,360	△143,259
利息及び配当金の受取額		19,601	17,957
法人税等の支払額		△950	△2,410
営業活動によるキャッシュ・フロー		△87,708	△127,712
II 財務活動によるキャッシュ・フロー			
分配金の支払額		△3,269	△2,649
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,269	△2,649
III 現金及び現金同等物の減少額		90,977	130,362
IV 現金及び現金同等物の期首残高		503,170	412,192
V 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	412,192	281,830

（６）【注記表】

１．重要な会計方針に関する注記

期 別 項 目	第 7 期 自 平成19年 2 月 1 日 至 平成20年 1 月31日	第 8 期 自 平成20年 2 月 1 日 至 平成21年 1 月31日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）売買目的有価証券 時価法を採用しております。 なお、売却原価は移動平均法により算定しております。 （２）その他有価証券 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。 （３）投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理 投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理は、原則として、投資事業有限責任組合の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づき、投資事業有限責任組合の資産及び負債については持分相当額を純額で、収益及び費用については損益項目の持分相当額を計上することとしております。	（１）売買目的有価証券 同左 （２）その他有価証券 時価のないもの 同左 （３）投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理 同左
2．引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	同左
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、上場株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前においては、原則として、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 原則として、上場株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、当座預金及び普通預金等の預入れ期間が３ヶ月を超えない預金等としております。	同左

5. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。	消費税等の処理方法 同左
--------------------------------	---------------------------------------	-----------------

（重要な会計方針の変更）

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
（受取配当金の計上基準） 従来、投資法人が保有する上場株式の配当金については、原則として上場株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合は、当該金額を、確定していない場合は、予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」（「社団法人投資信託協会規則」）の改正に伴い、平成19年7月1日以降、新たに計上する配当金については、原則として配当落ち日において当該配当金額全額を計上することとなりました。 なお、この変更に伴う影響は軽微であります。	—

（表示方法の変更）

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
該当事項はありません	同左

2. 貸借対照表に関する注記

第7期 (平成20年1月31日現在)	第8期 (平成21年1月31日現在)
※1 「投資信託及び投資法人に関する法律」第67条第4項に規定する最低純資産額 50,000千円	※1 「投資信託及び投資法人に関する法律」第67条第4項に規定する最低純資産額 50,000千円
※2 投資主資本の欠損 貸借対照表上の純資産額が出資総額を下回っており、その差額は1,827,498千円であります。	※2 投資主資本の欠損 貸借対照表上の純資産額が出資総額を下回っており、その差額は2,851,502千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
-----------------------------------	-----------------------------------

※1 営業外収益 雑収入1,976千円は当投資法人の規約第28条第4項の規定により支払開始の日から満3年を経過し、時効が成立した第3期に係る未払金銭分配金であります。	※1 営業外収益 雑収入2,139千円は当投資法人の規約第28条第4項の規定により支払開始の日から満3年を経過し、時効が成立した第4期に係る未払金銭分配金であります。
---	---

4. 投資主資本等変動計算書に関する注記

第7期 (平成20年1月31日現在)	第8期 (平成21年1月31日現在)
※1 発行可能投資口総口数および発行済投資口総口数 発行可能な投資口の総数 1,000,000口 発行済投資口総口数 426,060口	※1 発行可能投資口総口数および発行済投資口総口数 発行可能な投資口の総数 1,000,000口 発行済投資口総口数 426,060口

5. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年1月31日現在) 現金及び預金勘定 412,192千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 一千円 現金及び現金同等物 412,192千円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年1月31日現在) 現金及び預金勘定 281,830千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 一千円 現金及び現金同等物 281,830千円

6. リース取引に関する注記

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
該当事項はありません。	同左

7. 有価証券関係に関する注記

① 売買目的有価証券

(単位：千円)

期 別 項 目	第 7 期 自 平成19年 2 月 1 日 至 平成20年 1 月31日		第 8 期 自 平成20年 2 月 1 日 至 平成21年 1 月31日	
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株 式	794,866	△420,414	479,336	△93,427
合 計	794,866	△420,414	479,336	△93,427

②当該計算期間中に売却したその他有価証券

第 7 期（平成20年 1 月31日現在）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,710	—	109,370

第 8 期（平成21年 1 月31日現在）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
78,224	6,884	46,660

③時価評価されていない有価証券

（単位：千円）

項 目	第 7 期 (平成20年 1 月31日現在)	第 8 期 (平成21年 1 月31日現在)
種 類	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券		
投資有価証券に属するもの		
非上場株式(店頭売買株式を除く)	608,750	430,092
投資事業有限責任組合出資持分	637,907	257,538
合 計	1,246,657	687,630

8. デリバティブ取引に関する注記

①取引の状況に関する事項

期 別 項 目	第 7 期 自 平成19年 2 月 1 日 至 平成20年 1 月31日	第 8 期 自 平成20年 2 月 1 日 至 平成21年 1 月31日
------------	--	--

1. 取引の内容	当投資法人の行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建の取引。 b. わが国において行われる有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引。 c. わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の邦貨建の取引。	同左
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	当投資法人は、運用資産の価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行います。 これらの建玉制限については規約第18条（先物取引等の運用・目的・範囲）にて規定しています。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	当投資法人の資産運用業務を行う三井住友アセットマネジメント(株)においては、リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した運用リスク管理グループを設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係るチェックを行っています。運用リスク管理グループでは、主に規約等において定める投資制限等のモニタリングを行います。 モニタリングの結果については、当投資法人の役員会に報告されています。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

②取引の時価等に関する事項

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
該当事項はありません。	同左

9. 退職給付に関する注記

第7期 (平成20年1月31日現在)	第8期 (平成21年1月31日現在)
当投資法人は、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。	同左

10. 税効果会計に関する注記

第7期 (平成20年1月31日現在)	第8期 (平成21年1月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) 投資有価証券評価損否認 151,567千円 繰越欠損金 567,578千円 評価性引当額 <u>△719,146千円</u> 繰延税金資産合計 ー千円 (繰延税金負債) 未収配当金 <u>838千円</u> 繰延税金負債合計 <u>838千円</u> (繰延税金負債の純額) <u>838千円</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) 投資有価証券評価損否認 316,260千円 繰越欠損金 803,746千円 評価性引当額 <u>△1,120,006千円</u> 繰延税金資産合計 ー千円 (繰延税金負債) 未収配当金 <u>628千円</u> 繰延税金負債合計 <u>628千円</u> (繰延税金負債の純額) <u>628千円</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期純損失金額を計上しているため、記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

11. 関連当事者との取引

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
1 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。 2 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。 3 子会社等 該当事項はありません。 4 兄弟会社等 該当事項はありません。	1 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。 2 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。 3 子会社等 該当事項はありません。 4 兄弟会社等 該当事項はありません。

12. 投資口1口当たり情報に関する注記

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
1口当たり純資産額 5,710円	1口当たり純資産額 3,307円
1口当たり当期純損失金額 2,619円	1口当たり当期純損失金額 2,403円
なお、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、1口当たり当期純損失であり、また、潜在投資口がないため記載しておりません。	なお、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、1口当たり当期純損失であり、また、潜在投資口がないため記載しておりません。
(注) 1口当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	(注) 1口当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。
当期純損失金額 1,115,987千円	当期純損失金額 1,024,004千円
普通投資主に帰属しない金額 —	普通投資主に帰属しない金額 —
普通投資口にかかる当期純損失金額1,115,987千円	普通投資口にかかる当期純損失金額1,024,004千円
期中平均投資口数 426,060口	期中平均投資口数 426,060口

13. 重要な後発事象に関する注記

第7期 (自 平成19年2月1日 至 平成20年1月31日)	第8期 (自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(7) 【附属明細表】

(a) 有価証券明細表

①株式

イ. 公開株式

(単位：千円)

銘柄	株式数	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価 (円)	金額	単価 (円)	金額		
アース製薬(株)	4,600	2,734	12,577	2,635	12,121	△ 456	
日進工具(株)	200	3,540	708	2,050	410	△ 298	
(株)ミヤノ	10,000	275	2,750	78	780	△ 1,970	
(株)太陽工機	5,200	1,646	8,560	446	2,319	△ 6,240	
(株)アドテックエンジニアリング	1,900	419	796	179	340	△ 456	
寺崎電気産業(株)	13,000	304	3,955	310	4,030	74	
第一精工(株)	4,500	1,390	6,255	1,260	5,670	△ 585	
ニッポ電機(株)	20,200	750	15,150	265	5,353	△ 9,797	
エレコム(株)	16,700	930	15,545	620	10,354	△ 5,191	
(株)アートネイチャー	6,800	1,010	6,868	695	4,726	△ 2,142	
(株)SHOEI	10,600	1,681	17,818	821	8,702	△ 9,116	
東海運(株)	32,400	310	10,044	277	8,974	△ 1,069	
(株)デジタルハーツ	52	172,211	8,954	192,000	9,984	1,029	
(株)データホライゾン	6,100	1,620	9,882	1,680	10,248	365	
グリーン(株)	200	3,300	660	6,060	1,212	552	
(株)ティーガイア	30	113,000	3,390	106,700	3,201	△ 189	
GMOペイメントゲートウェイ(株)	180	109,280	19,670	106,100	19,098	△ 572	
(株)ザッパラス	74	252,626	18,694	251,900	18,640	△ 53	
ソネットエンタテインメント(株)	85	191,389	16,268	192,900	16,396	128	
(株)ビットアイル	286	79,306	22,681	95,000	27,170	4,488	
ニフティ(株)	177	84,799	15,009	83,700	14,814	△ 194	
(株)朝日ネット	52,000	248	12,929	266	13,832	902	
シナジーマーケティング(株)	90	66,078	5,947	68,500	6,165	217	
(株)ジュピターテレコム	263	85,334	22,442	85,700	22,539	96	

アイ・ティー・シーネットワーク(株)	134	127,505	17,085	147,900	19,818	2,732	
チェルト(株)	6,300	1,785	11,245	1,388	8,744	△ 2,501	
(株)アイケイコーポレーション	234	71,751	16,789	20,750	4,855	△11,934	
クオール(株)	78	81,852	6,384	86,100	6,715	331	
エノテカ(株)	80	109,780	8,782	29,500	2,360	△ 6,422	
(株)Monotaro	16	363,295	5,812	244,800	3,916	△ 1,895	
(株)ダイヤモンドダイニング	27	277,790	7,500	330,000	8,910	1,409	
(株)シーズメン	13	133,000	1,729	81,100	1,054	△ 674	
(株)ワンダーコーポレーション	80	142,000	11,360	59,500	4,760	△ 6,600	
チムニー(株)	2,600	1,420	3,692	1,359	3,533	△ 158	
(株)ZOA	79	90,000	7,110	54,500	4,305	△ 2,804	
(株)フェリシモ	4,900	1,869	9,160	1,786	8,751	△ 409	
(株)トリドール	34	236,553	8,042	495,000	16,830	8,787	
(株)クスリのアオキ	11,500	904	10,396	721	8,291	△ 2,104	
(株)セブン銀行	70	290,458	20,332	273,100	19,117	△ 1,215	
FXプライム(株)	6,000	784	4,709	780	4,680	△ 29	
(株)ネクスト	120	45,537	5,464	68,500	8,220	2,755	
(株)応用医学研究所	3,300	1,430	4,719	1,420	4,686	△ 33	
(株)アコーディア・ゴルフ	367	95,597	35,084	55,700	20,441	△ 14,642	
(株)ユー・エス・ジェイ	289	59,700	17,253	40,500	11,704	△ 5,549	
(株)やまねメディカル	213	27,932	5,949	37,950	8,083	2,133	
(株)UBIC	540	7,721	4,169	2,740	1,479	△ 2,690	
(株)リンクアンドモチベーション	15	123,396	1,850	49,350	740	△ 1,110	
(株)エス・エム・エス	25	394,871	9,871	390,000	9,750	△ 121	
(株)ベネフィット・ワン	120	117,000	14,040	63,800	7,656	△ 6,384	
(株)ツヴァイ	14,800	778	11,514	565	8,362	△ 3,152	
(株)ベストブライダル	68	150,000	10,200	130,000	8,840	△ 1,360	
(株)ぐるなび	79	241,000	19,039	254,100	20,073	1,034	
(株)プラップジャパン	14,400	905	13,032	343	4,939	△ 8,092	
ジェイコム(株)	25	104,038	2,600	85,800	2,145	△ 455	
(株)インフォマート	67	153,447	10,280	126,700	8,488	△ 1,792	

計	252,210		572,763		479,336	△93,427	
---	---------	--	---------	--	---------	---------	--

ロ. 未公開株式

(単位：千円)

銘 柄	株式数 (株)	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価 (円)	金 額	単価 (円)	金 額		
イーバンク銀行(株)	1,000	65,000	65,000	30,000	30,000	△ 35,000	
(株)K I T A N O	240	0	0	0	0	—	※
(株)テムザック	1,600	0	0	0	0	—	※
都市総研インベストバンク(株)	10,000	10,525	105,250	2,727	27,270	△77,980	
ワイズセラピューティックス(株)	1,250	40,000	50,000	0	0	△49,999	※
ゴマ・ホールディングス(株)	750	200,000	150,000	41,000	30,750	△119,250	
サイバーイメージング(株)	200	250,000	50,000	7,857	1,571	△48,428	
クリングルファーマ(株)	300	160,000	48,000	160,000	48,000	—	
ユーフォニック・テクノロジー(株)	150	150,000	22,500	15,000	2,250	△20,250	
アクアサイエンス(株)	150	150,000	22,500	150,000	22,500	—	
(株)ムービーバンク・ジャパン	100	250,000	25,000	52,512	5,251	△19,748	
シーワイジー技術研究所(株)	220	225,000	49,500	225,000	49,500	—	
アイ・アンド・エイホールディングス(株)	7,000	5,500	38,500	5,500	38,500	—	
(株)ランドナー・ジャパン	1,000	80,000	80,000	80,000	80,000	—	
フォンス(株)A種	600	50,000	30,000	50,000	30,000	—	
クリーンエナジーファクトリー(株)	110	450,000	49,500	450,000	49,500	—	
明日香エレクトロン(株)	300	50,000	15,000	50,000	15,000	—	
計	24,970		800,750		430,092	△370,657	
株式合計(1)+(2)	277,180		1,373,513		909,429	△464,084	

注：取得価額は前期貸借対照表価額又は当期取得価額です。備考欄の※の銘柄の評価額は備忘価額です。

②株式以外の有価証券
投資事業有限責任組合出資の持分権

(単位：千円)

銘 柄	数量 (口)	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価 (円)	金 額	単価 (円)	金 額		
フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合の出資持分	640	333,205	213,251	125,148	80,095	△133,156	
みらい・エス・ジー投資事業有限責任組合の出資持分	400	247,463	98,985	96,354	38,541	△60,443	
エンゼル・ブイビー投資事業有限責任組合の出資持分	300	596,513	178,953	340,755	102,226	△76,727	
東洋キャピタル・ブイビー投資事業有限責任組合の出資持分	600	81,359	48,815	61,124	36,674	△12,140	
合 計			540,006		257,538	△282,468	

注：帳簿価額は、前期貸借対照表価額から当期の分配額を控除した金額です。

(b) 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

(c) デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(d) 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(e) 不動産等明細表

該当事項はありません。

(f) その他特定資産の明細表

(単位：千円)

特定資産の種類	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価（円）	金額	単価（円）	金額		
破産・再生・更生債権等	1件	－	6,020	－	5,017	△1,003	
合計	1件		6,020		5,017	△1,003	

注：評価額は、帳簿価額より貸倒引当金1,003千円を控除した金額としております。

（g）繰延資産の償却の状況表

該当事項はありません。

（h）投資法人債明細表

該当事項はありません。

（i）投資法人債発行費用の償却の状況表
該当事項はありません。

（j）投資法人債差額の償却の状況表
該当事項はありません。

（k）借入金明細表
該当事項はありません。

(参考情報)

投資事業有限責任組合を通じて投資を行った未公開株式等は以下のとおりです。

各投資事業有限責任組合の投資した未公開株式等のうち、平成21年1月31日現在の当投資法人の持分に相当する数値（単位；千円）を下記に記載しております。なお、株数および額面については小数点以下を切り捨てて表示しております。以下に記載した参考情報は、当証券投資法人に対する監査の対象外となっております。

帳簿価額は、前期貸借対照表価額又は取得価額です。また、備考欄の※の銘柄の評価額は備忘価額です。

(1) フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：97.56%）

銘柄	株数（株）	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価（円）	金額	単価（円）	金額		
(株)シームス	195	125,000	24,390	125,000	24,390	—	
(株)フリール	98	225,000	21,951	50,307	4,908	△17,043	
(株)アイ・ウェイブ・デザイン	98	100,000	9,756	0	0	△9,756	※
ニュープレクス(株)（優先株式）	488	60,000	29,268	60,000	29,268	—	
N.A.gene(株)	371	80,000	29,658	3,336	1,236	△28,421	
(株)アクティブマーケティングシステム	73	400,000	29,268	57,926	4,238	△25,029	

(2) みらい・エス・ジー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：97.56%）

銘柄	株数（株）	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価（円）	金額	単価（円）	金額		
(株)医薬分子設計研究所	156	350,000	54,634	39,415	6,152	△48,481	
(株)デジタルプラネット衛星放送	176	110,000	19,317	7,848	1,378	△17,938	

(3) エンゼル・ブイビー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：95.24%）

銘柄	株数（株）	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価（円）	金額	単価（円）	金額		
(株)ブロードリンク	190	50,000	9,523	50,000	9,523	—	
(株)J A V A D D & A	62	8,953	554	0	0	△554	※
(株)シーアンドシー・プロ	152	150,000	22,857	38,875	5,923	△16,933	
(株)エム・ヴィ・ピー	16	1,400,000	22,666	168,110	2,721	△19,944	
(株)ディースパーク	359	53,000	19,029	8,662	3,110	△15,919	
(株)ラフデッサン	95	200,000	19,047	0	0	△19,047	※

(4) 東洋キャピタル・ブイビー投資事業有限責任組合（当投資法人の当該組合に対する持分比率：99.01%）

銘柄	株数（株）	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価（円）	金額	単価（円）	金額		
(株)イーフロンティア	297	0	0	0	0	—	※
(株)ニューベルテック	297	80,000	23,762	0	0	△23,762	※
(株)エムケイシステム	396	50,000	19,801	18,358	7,341	△12,460	

当投資法人の投資に係る未公開株等の概要は以下の通りです。

（１）三井住友アセット直接投資分

銘柄	業種	業務内容
イーバンク銀行(株)	金 融	インターネット專業銀行
(株)K I T A N O	電気機器	DVD製造機器等制作・販売、DVDの製造・販売
都市綜研インベストバンク(株)	不動産	シニア向けマンションの開発・販売、不動産投資事業
(株)テムザック	その他製品	遠隔操作ロボットの研究・開発・製造販売
ワイズセラピューティックス(株)	医薬品	医薬品の研究・開発
ゴマ・ホールディングス(株)	情報通信	出版社ゴマブックス(株)などの持ち株会社 (平成21年2月1日付でゴマブックス(株)に吸収合併)
サイバーイメージング(株)	電気機器	プリンターおよび周辺機器の製造・販売
クリングルファーマ(株)	医薬品	バイオ医薬品の研究開発・製造・販売
ユーフォニック・テクノロジー(株)	電気機器	L S I およびその周辺機器、ソフトウェアの設計・製造・販売
アクアサイエンス(株)	電機機器	半導体製造用洗浄装置、検査装置の開発・製造・販売
(株)ムービーバンク・ジャパン	小売業	DVD自動レンタルショップ“ムービーバンク”の運営
アイ・アンド・エイホールディングス(株)	小売業	フラワーショップ“S T I N G”の運営、生花卸売
(株)ランドナー・ジャパン	サービス	世界的ホテルチェーンであるベストウェスタンインターナショナルの日本における共同開発会社
シーワイジ-技術研究所(株)	機械	真空蒸着装置および部品の製造・販売
フォンス(株)	化学	“デトクサーシリーズ”、“ナチュラルスキンケアライン”等の化粧品の製造・販売
クリーンエナジーファクトリー(株)	卸売業	風力発電による電力
明日香エレクトロン(株)	電機機器	無接点電力電送システムの開発

（２）フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合

銘柄	業種	業務内容
(株)シームス	サービス	香料製造装置開発・製造・販売
(株)フリール	サービス	C T、M R I 搭載車による貸与サービス
(株)アイ・ウェイブ・デザイン	情報通信	インターネットデータセンターシステム受託開発事業
ニュープレクス(株)	精密機械	光ファイバーを用いた計測器、システムの開発・製造・販売
N.A.gene(株)	情報通信	フィットネスクラブ“Butterfly Life”の運営、サプリメント販売
(株)アクティブマーケティングシステム	サービス	スーパーマーケットのレジ業務を中心とした店舗運営受託

(3) みらい・エス・ジー投資事業有限責任組合

銘柄	業種	業務内容
(株)医薬分子設計研究所	医薬品	創薬の研究・開発
(株)デジタルプラネット衛星放送	情報通信	C S放送委託放送事業。スカパーに「Music JapanTV」を提供

(4) エンゼル・ブイビー投資事業有限責任組合

銘柄	業種	業務内容
(株)ブロードリンク	小売業	中古パソコン・OA機器の催事販売
(株) J A V A D D & A	サービス	有人駐車場の運営・フランチャイズ事業
(株)シーアンドシー・プロ	その他製品	店舗展開企業等に企画からレイアウト・施工まで行う支援ビジネス
(株)エム・ヴィ・ピー	情報通信	携帯コンテンツ制作配信と他社コンテンツ配信事業のプロデュース
(株)ディースパーク	サービス	アパレル、飲食店、コンビニに特化した人材派遣業
(株)ラフデッサン	サービス	大学生向け情報提供サービス業。フリペやポータルサイトの企画運営。

(5) 東洋キャピタル・ブイビー投資事業有限責任組合

銘柄	業種	業務内容
(株)イーフロンティア	情報通信	コンピュータソフトの企画開発・販売
(株)ニューベルテック	サービス	厨房・空調ダクトなどの特殊清掃業
(株)エムケイシステム	情報通信	社労士、労働保険事務組合等向けの業務支援ソフトの開発

2【投資法人の現況】

(1) 【純資産額計算書】

平成21年3月31日現在

I 資産総額	1,779,173,127 円
II 負債総額	20,044,400 円
III 純資産総額（I－II）	1,759,128,727 円
IV 発行済数量	426,060 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	4,129 円

・大阪証券取引所への報告数値に基づいて記載しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

本書提出日現在、直近3計算期間の販売及び買戻しの実績はありません。

第7【参考情報】

当計算期間における金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は下記の通りです。

書 類 名	提出年月日	内 容
有価証券報告書および同添付書類	平成20年4月25日	第7期計算期間（平成19年2月1日から平成20年1月31日）に係る有価証券報告書
半期報告書	平成20年9月29日	第8期中間期（平成20年2月1日から平成20年7月31日）に係る半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

ベンチャービジネス証券投資法人
役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 俊 之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 裕 治 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているベンチャービジネス証券投資法人の平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第8期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベンチャービジネス証券投資法人の平成21年1月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第8期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当投資法人が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年4月23日

ベンチャービジネス証券投資法人
役員会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 田中俊之 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 小澤裕治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているベンチャービジネス証券投資法人の平成19年2月1日から平成20年1月31日までの第7期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベンチャービジネス証券投資法人の平成20年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第7期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。